

令和 7 年 6 月 27 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 5 号



令和 7 年 6 月  
第439回長野県議会（定例会）会議録（第5号）

令和7年6月27日（金曜日）

出席議員（56名）

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 竹 村 直 子     | 27 番 | 小 山 仁 志   |
| 2 番  | 小 林 陽 子     | 28 番 | 竹 内 正 美   |
| 3 番  | 林 和 明       | 29 番 | 宮 下 克 彦   |
| 4 番  | 勝 山 秀 夫     | 30 番 | 大 畑 俊 隆   |
| 5 番  | グ レ ー ト 無 茶 | 31 番 | 寺 沢 功 希   |
| 6 番  | 奥 村 健 仁     | 32 番 | 共 田 武 史   |
| 7 番  | 青 木 崇       | 33 番 | 高 島 陽 子   |
| 8 番  | 垣 内 将 邦     | 34 番 | 荒 井 武 志   |
| 9 番  | 早 川 大 地     | 35 番 | 埋 橋 茂 人   |
| 10 番 | 佐 藤 千 枝     | 36 番 | 続 木 幹 夫   |
| 11 番 | 丸 山 寿 子     | 37 番 | 中 川 博 司   |
| 12 番 | 小 林 君 男     | 38 番 | 両 角 友 成   |
| 13 番 | 勝 野 智 行     | 39 番 | 清 水 純 子   |
| 14 番 | 加 藤 康 治     | 40 番 | 小 池 久 長   |
| 15 番 | 小 林 あ や     | 41 番 | 酒 井 茂     |
| 16 番 | 清 水 正 康     | 42 番 | 堀 内 孝 人   |
| 17 番 | 向 山 賢 悟     | 43 番 | 依 田 明 善   |
| 18 番 | 山 田 英 喜     | 44 番 | 山 岸 喜 昭   |
| 19 番 | 大 井 岳 夫     | 45 番 | 小 林 東 一 郎 |
| 20 番 | 丸 茂 岳 人     | 47 番 | 毛 利 栄 子   |
| 21 番 | 花 岡 賢 一     | 48 番 | 和 田 明 子   |
| 22 番 | 望 月 義 寿     | 49 番 | 宮 澤 敏 文   |
| 23 番 | 山 口 典 久     | 50 番 | 丸 山 栄 一   |
| 24 番 | 藤 岡 義 英     | 51 番 | 小 池 清     |
| 25 番 | 川 上 信 彦     | 52 番 | 宮 本 衡 司   |
| 26 番 | 百 瀬 智 之     | 53 番 | 西 沢 正 隆   |

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清  
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇一郎  
副 知 事 新 田 恭 士  
危機管理部長 渡 邊 卓 志  
企画振興部長 中 村 徹  
企画振興部  
交通政策局長 村 井 昌 久  
総 務 部 長 須 藤 俊 一  
県民文化部長 直 江 崇  
県 民 文 化 部  
こども若者局長 酒 井 和 幸  
健康福祉部長 笹 渕 美 香  
環 境 部 長 小 林 真 人  
産 業 政 策 監 田 中 達 也  
産業労働部長 米 沢 一 馬  
産 業 労 働 部  
営 業 局 長 田 中 英 児  
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部  
国スポ・全障スポ  
大 会 局 長 北 島 隆 英  
農 政 部 長 村 山 一 善  
林 務 部 長 根 橋 幸 夫  
建 設 部 長 栗 林 一 彦  
建 設 部  
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎  
会 計 管 理 者 兼  
会 計 局 長 柳 沢 由 里  
公営企業管理者  
企業局長事務取扱 吉 沢 正  
財 政 課 長 塚 本 滉 己  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 松 本 順 子  
教 育 次 長 清 水 寛  
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉  
議 事 課 長 小 山 雅 史  
議事課企画幹兼  
課 長 補 佐 山 本 千鶴子  
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美代子  
総務課庶務係長 村 田 吉 弘  
総 務 課 主 査 池 田 光  
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

## 令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等であります。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）おはようございます。伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、暮らし、産業、行政を守るための「動かすBCP」について、企業経営、農業経営、行政経営の三つの主体、視点に分けて質問させていただきます。

まずはBCP、業務継続計画の必要性、重要性についてであります。

自然災害や感染症、サイバーリスクなど、危機が多様化、複雑化する中で、県民の命と暮らし、そして地域経済を守るためには、全ての主体においてBCPの整備と実効性の確保が必要不可欠であります。

長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0においても、BCPは、持続可能で安定した暮らしや、創造的で強靱な産業の実現に向けた重要施策として明記されております。しかしながら、現状では、市町村、企業、農業経営体それぞれにおいて、計画の実効性、訓練体制、更新頻度等に課題が残されており、県のリーダーシップの下、全体最適を図る視点が求められております。今後は、企業、農業、行政が連携し、危機に強い信州の未来を築くためのBCP推進体制の強化が必要であると考えます。

そこで、まずは企業経営におけるBCP推進についてであります。

長野県全体、とりわけ私の地元である伊那・上伊那地域には、精密加工や電子部品製造を中心としたものづくり産業に加えて、農業、食品加工、観光といった多様な産業が展開されており、地域の雇用と経済を支える重要な基盤となっております。

こうした産業の多様性と中小企業の集積性が特徴である一方で、地震、台風、豪雨などの自然災害に加え、感染症、サイバー攻撃、物流混乱といった新たなリスクも顕在化する中、企業がいかに危機的状況のときにも業務を継続し、地域の暮らしと経済を守るかが喫緊の課題であります。

南海トラフ地震への懸念や豪雨災害の頻発など、自然災害への備えがより一層重要となる中、企業のBCP策定は、単なる防災対策にとどまらず、地域の経済と雇用を持続可能な形で支える取組であると強く認識しております。

御承知のとおり、BCPとは、自然災害や緊急事態においても人命を守りながら企業活動の中核を維持し、できる限り早期に業務を復旧させるための計画であり、企業自身の存続のみならず、地域経済の安定や住民生活の継続にも密接に関係するものであります。

帝国データバンクが2024年に公表した調査結果によりますと、長野県内の企業では、BCPを策定していると答えた企業が21.5%、これは前年より0.3ポイント上がり、過去最高となっております。一方で、策定中、検討していると答えた企業を含めた、いわゆる策定意向のある企業は57.2%と、全国平均を上回ってはいるものの、3年連続で減少傾向にあるという結果がありました。これは、2019年の東日本台風や新型コロナの直後に一気に高まった危機意識が時間とともに少しずつ薄れてきていることの現れとも言えると思います。

また、策定に至らない理由としては、ノウハウやスキルがない、人手や時間が足りないといった中小企業特有の課題が依然として大きく、特に、小規模事業者や家族経営の事業体では、BCPの必要は認識していても、実際の策定や運用には至っていないのが実情であります。こうした傾向は、地元の商工団体や中小企業の皆さんとの日々のやり取りの中でも明らかでございます。

このような状況の中で、長野県では、BCP策定支援ツールの提供やモデル・ひな形の公開、

セミナーの開催、商工団体との連携による専門家の派遣支援など、多角的な支援を展開していると承知しています。これらは、BCP策定への第一歩としては大きな役割を果たしている一方で、策定率の向上だけでなく、計画の実効性や継続性を確保する体制づくりが一層重要であるわけであります。

特に、上伊那地域では、BCPが求められる分野も多岐にわたります。例えば、ものづくり産業において、精密機器の復旧体制、資材調達の多様化、代替生産体制の整備が必要であります。農業では、収穫、出荷のタイミング損失への備えや作物被害への柔軟な対応が求められるわけであります。観光・宿泊業では、インフラ寸断時における営業継続や顧客対応が大きな課題であります。

このように、様々な業種、規模、経営形態を持つ企業が共存する地域だからこそ、それぞれの業態やリスク特性に応じたBCPの在り方が必要ではないかと考えるわけであります。個社の努力だけでは限界がある中、県の伴走支援や成功事例の横展開、さらに、企業、商工団体、行政が連携する地域連携型BCPの構築が必要であります。BCPを、単なる防災対策ではなく、地域経済を止めないための経営インフラとして捉え、県としての支援のさらなる強化を検討していただきたいと思います。

そこで、米沢産業労働部長に3点お伺いいたします。

1点目として、長野県では、企業のBCP策定意向は全国平均を上回る一方で、実際の策定率は伸び悩み、意向も年々減少傾向にあります。策定後も、訓練や更新など運用面での実効性に課題が残っております。こうした状況について、産業労働部としての現状認識と、特に中小企業における実態把握、支援の取組、課題についてお伺いいたします。

2点目として、策定率を高めることに加え、内容の実効性、訓練、更新といった継続性の観点から、BCPを形ある計画から動く仕組みへと実際に運用可能な計画に仕上げていくために、県として今後どのような支援強化策を講じていくのかをお伺いいたします。

3点目として、伊那・上伊那地域のように、多様な産業を展開する中小企業が集積する地域においては、画一的な支援では限界があります。県のBCP支援策に加えて、商工団体、自治体との連携による地域連携型BCPの構築が重要と考えますが、県として地域特性に応じたモデル構築や支援強化の方針について御所見をお伺いいたします。

次に、農業経営におけるBCP推進についてであります。

近年、農業現場においても、豪雨、台風、干ばつ、地震、さらには感染症の拡大など様々なリスクが、農作物の生産、出荷、販売に深刻な影響を与えています。伊那・上伊那地域に限らず、長野県は中山間地域が多く、標高や気象条件も様々であり、局地的な豪雨、積雪、斜面崩壊などの災害が農業経営に大きな打撃を与えやすい構造にあります。

こうした状況に対応するため、農業経営においても、動くBCP、すなわち実効性のある業務継続体制の整備が極めて重要と考えます。BCPは、人命や家畜の安全確保をはじめ、被害を最小限に抑え、事業の早期復旧を図る行動計画であり、農業経営を持続可能なものとする上で必要不可欠な経営手段でもあります。

国においても、農林水産省が農業版BCP策定の普及を推進しております。自然災害や家畜疾病などのリスクに備えるため、リスク評価、重要業務の特定、資源の確保、関係機関との連携といった五つのステップを軸としたガイドラインが提示されております。また、園芸産地における非常時対応力を高めるためにも、パンフレットやチェックリストを活用した普及啓発活動が進められております。

さらに、農業関連分野として、食品産業事業者においてもBCPの策定や事業者間の連携強化が図られ、不測時における食料供給の継続に向けた体制づくりが進行中であります。飼料穀物に関しても、輸入依存度が高い現状を踏まえ、配合飼料メーカー等によるBCPに基づいた備蓄体制が支援されており、畜産業の安定にも寄与しているわけであります。

しかしながら、長野県では、中小規模の個人農家が多く、BCPの認知や策定についてはまだまだ限定的であり、地域差や業種差が見受けられるわけであります。農業は、地域に根差した営みであり、一つの経営体の停滞が、地域の流通、加工、販売に波及することから、個々の農業者の取組に加え、JAや自治体との連携による地域連携型農業BCPの構築が不可欠であると考えます。

県としても、農業経営体の規模や特性に応じた段階的、実践的な支援を講じ、テンプレートや研修、専門人材の派遣などを通して、動くBCPとしての実効性のある計画を現場に根づかせる、そうした取組を一層強化していただきたいと考えます。

そこで、村山農政部長に3点お伺いいたします。

1点目として、長野県では、農林水産省が作成した農業版BCPに関するパンフレットやチェックリストを活用して普及啓発活動に取り組んでいると承知していますが、県内の農業経営体、特に中小・個人農家における策定率や認知度はまだまだ限定的という印象があります。そこで、農政部として、県内における農業BCPの現時点での策定状況と、策定が進まない背景要因についてどのように現状把握、分析されているのかをお伺いいたします。

2点目として、農業経営体の規模や経営形態は様々であり、統一的なモデル導入だけではやはり対応に限界があると考えます。県が示しているBCP支援の各種資料やガイドラインは策定支援の一助ということにはなりますけれども、実際に運用可能なBCPの構築をするためには、現場に寄り添った伴走型支援、個別相談体制が求められるのではないかと考えますが、今後県としてBCPをより実践的、実効的なものとするためには、支援体制の強化、特に、人材

育成、現地指導の充実などどのような取組を展開する予定なのか、お伺いいたします。

3点目として、一つの農業経営体が被災することにより、流通、加工、販売など地域全体の農業関連機能に連鎖的に影響を及ぼすことから、農業者個々の取組にとどまらず、JAや市町村、関係団体等との連携による地域連携型BCPの構築が重要と考えます。

そこで、県として、地域単位での連携モデルの導入支援、実践的な訓練、協働体制の構築など、地域ぐるみのBCP形成に向けたお考えや今後の方針についてお伺いいたします。

次に、行政経営におけるBCP推進についてであります。

先ほどから申し上げておおり、自然災害をはじめ、行政を取り巻くリスクについても複雑化、多様化の一途をたどっているわけであります。このような危機下において、県民の命と暮らしを守る行政機能をいかに維持し、必要不可欠な公共サービスを途絶えさせることなく提供し続けるかは、地方行政における最重要課題の一つであります。特に、被災時には、行政機関自体も被災することが想定されるため、いかなる状況下でも優先すべき業務を継続するための計画的準備、すなわちBCPの整備と実効性の確保が喫緊の課題であります。

消防庁が令和5年3月に公表いたしました地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果によれば、全国の市町村におけるBCP策定率は97.9%と高水準であり、長野県でも77市町村中75団体と、97.4%が策定済みとされております。

しかしながら、災害時の業務継続にとって中核となる重要6要素、代替庁舎の確保、首長不在時の体制、電気・水・食料の確保、多様な通信手段、行政データのバックアップ、優先業務の特定を全て網羅して策定している自治体は全国で40.4%にとどまっており、内容の充実、実効性の確保が今後の課題であります。

BCPは、単なる書面上の計画ではなく、災害発生時に的確かつ迅速に機能する動く仕組みとして機能させてこそ、その真価を発揮いたします。計画に基づいた訓練・演習の実施、職員の継続的な教育・研修、計画内容の定期的な見直しなど、PDCAサイクルの実践を通じて初めて有事対応能力の向上が図られるわけであります。

また、長野県は全国有数の山岳県であり、地震、豪雨、豪雪等の自然災害リスクに常にさらされているのと同時に、自治体の行政規模や地理的条件にもばらつきがあり、全県的な統一の施策と個別自治体の実情に即した柔軟な対応の両立が求められるわけであります。特に、広域連携による相互補完体制や災害時応援職員の受入れに関する受援計画の整備と訓練など、平時からの準備と関係機関との連携が極めて重要であります。

こうした背景を踏まえて、県行政としても、BCPを、単なる防災計画の延長ではなく行政機能の安全保障と位置づけ、策定率の向上のみならず、実効性の高い計画運用の体制づくりと市町村に対する伴走支援の強化が必要であると考えます。今後、危機管理部のリーダーシップ

の下、実効的なBCP構築に向けた取組を全庁横断的に推進していただくことを期待いたします。

そこで、渡邊危機管理部長に2点お伺いいたします。

1点目として、長野県内の市町村におけるBCP策定率は、先ほど申し上げましたが、令和5年3月公表時点で97%超となっております。一方、災害時の中核的要素を全て網羅している全国の自治体は4割程度にとどまっているという調査結果があります。そこで、危機管理部として、最新データを基に、現時点での県及び市町村のBCPの実効性についてどのように現状認識、現状把握をされているのか、お伺いいたします。

2点目として、策定後の更新、訓練、研修といったPDCAサイクルの確立がなければ、BCPは機能いたしません。とりわけ小規模自治体では、人材や予算面で限界がある中、県としてどのように職員訓練や更新支援など運用可能な体制づくりを後押ししていくのかをお伺いいたします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはBCPに関して3点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、BCP策定の現状認識、支援の状況、課題についてのお尋ねです。

議員御指摘のとおり、本県企業のBCP策定は、全国との比較において一定程度進んでいるものの、策定率は全体の2割にとどまっているというのが現状です。加えて、民間企業が実施した別の調査によると、BCPを策定した多くの企業では、災害時の初動対応マニュアルなどの災害対策は策定しているものの、計画の定期的な見直しについては実施率が約4割と低い状況です。

商工団体等との意見交換においても、中小企業がBCPを策定する際の問題点として、日常業務が多忙で策定に十分な時間を確保できない。災害リスクや事業継続に関する知識が不足している。策定の必要性や意義を実感しにくいなどの意見が挙がっております。

中小企業においては、人員の余裕やBCP策定に係る必要性の認識不足などが原因で、策定に向けた一歩が踏み出せないでいる事業所が多く、また、策定したとしても、訓練の実施や見直しなどの取組につなげていない事業所が多いことが課題であると認識しております。

このため、県では、経済4団体、東京海上日動火災保険株式会社との間で平成25年に締結した長野県BCP策定支援に関する協定に基づく支援プロジェクトを実施しており、実践的なBCPセミナーの無料開催、経営指導員や保険会社の専門スタッフによる個別支援などを通じてこれまで策定支援を行ってきているところです。

次に、BCP運用の支援強化についてのお尋ねです。

策定済みのBCPをより実効性の高いものとするためには、策定にとどまらず、改善、研修、訓練といった取組を継続していく、いわゆるBCM、事業継続マネジメントについても支援をしていくことが必要であると考えております。このため、先ほど申し上げた実践的BCPセミナーの中では、専門的な講師により、策定したBCPの運用に関する研修を実施するとともに、事業者からの運用に関する相談にも個別に対応し、事業者のBCMの取組も実践的に支援しているところです。

今後は、災害に限らず、感染症やサイバー攻撃、サプライチェーンの寸断など、あらゆるリスクを自分事として実感、体感できるBCPの策定研修を開催するとともに、事業者ごとに想定されるリスクを丁寧に酌み取り、事業所の状況に即したBCPの策定支援及びBCMの運用支援を行っていくことがBCP策定に一步踏み出すきっかけとなり、策定したBCPの実効性を高めることにつながると考えております。

最後に、地域特性に応じたBCPのモデル構築や支援強化についてのお尋ねです。

県内では、自然災害による被災を契機として、復旧過程において事業継続に関する課題を異業種間で共有し、連携を強化することで、地域としてのBCPを策定している工業団地の事例があります。このことを通じて、事業継続への取組の重要性が地域内の各企業において認識され、個別事業者のBCP策定にもつながっております。このような実践的な取組は、災害等により一部の企業が被災した場合であっても、地域全体で連携支援体制を構築することにより、サプライチェーンの停滞を最小限に抑え、地域経済の持続的な活動を維持する上で有効に機能するものと考えております。

また、県内の市町村においては、商工団体と共同で事業者のBCP策定を支援する取組が進められているところもございます。まずは災害リスクへの意識を高める共同研修を実施し、その後、策定ワークショップを通じて理解を深め、個別の策定支援へとつなげる一連の支援体制を構築するというものです。

こうした県内における地域連携の優良モデルについては、長野県BCP策定支援に関する協定に基づく支援プロジェクトで開催している地域防災ワークショップや、地域の各種団体と連携を図るためのBCPセミナー等を通じて県内各地へ周知、普及を進めてまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には農業経営におけるBCPの推進につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、農業分野におけるBCPの現状についてでございます。

昨年度、県内の農業法人等を対象に、農業版BCPの策定状況についてアンケート調査を実

施したところ、策定率は2.6%と、法人化している企業的農家でも非常に低い状況でした。また、アンケートの回答者にヒアリングを実施したところ、BCP自体がよく分からない、必要性を感じていない、直接の売上げにつながらないなどの声のほか、作成が難しくどう落とし込んでつくればよいか分からない、研修会を開催してほしいなどの支援を求める声もお伺いいたしました。このことから、理解醸成が進んでいないこと、支援側の体制が不十分なことが策定が進んでいない大きな要因として捉えており、県として、BCP策定の加速化には支援体制の強化が必要と認識しております。

次に、支援体制強化の取組についてでございます。

近年は、自然災害が多発するなど、営農継続に甚大な影響を及ぼす事項が増加していることから、BCP策定の重要度はますます高まっております。このため、県では、農業農村支援センターのGAP担当職員や農業団体の指導員を対象とした研修会の開催などにより、本年度からBCP策定を支援できる人材を育成することとしております。

また、BCPの策定に当たっては、専門家の派遣などにより個々の課題解決を支援する農業経営者総合サポート事業や、産業労働部のBCP策定支援プロジェクトを活用した伴走支援を行うなど、実践的な現地指導を進めてまいります。

最後に、地域ぐるみのBCPの形成についてでございます。

災害等により一部の経営体が被災した場合でも、農畜産物の供給の停滞を最小限にする上で、地域連携型BCPの策定は農業分野においても効果的であると認識しております。まずは商工団体と市町村の共同による事業継続力強化支援計画の先行事例を活用しながら、農業団体等と地域連携の重要性を共有し、策定に向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。その上で、地域単位での連携モデルへの支援や他地域への展開につなげられるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には行政経営におけるBCPの推進について2点御質問をいただきました。

まず1点目として、県、市町村のBCPの実効性に関する現状と課題についてでございますが、令和7年4月に公表されました内閣府消防庁の調査によれば、長野県内は、県はもちろんのこと、全ての市町村においてBCPが策定されているという現状でございます。

一方、BCPの実効性や充実という観点で見ると、先ほど議員御指摘のとおり、国が重要としている六つの要素、例えば首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、電気・水・食料等の確保という要素につきましては、県においては全て策定されておりますが、県内市町村

では全て策定しているものは5割を超える程度にとどまっているという現状でございます。この要因といたしましては、必要な人員・人材がない、十分な知見がない、または庁内で十分議論がされていないなどの課題があるものと認識しております。

二つ目でございますが、小規模自治体のBCPの更新等への支援についてでございます。

これまで、県では、十分な知見を有していないなど市町村が抱える課題を踏まえ、国との共催による研修会の開催、首長を対象とする市町村防災トップセミナーにおけるBCPの策定の呼びかけ、実際の災害経験に基づく災害時に優先すべき対応の研修など策定促進に向けた取組を進めることで、県内市町村におけるBCPの策定につなげてまいりました。

現在、県では、危機管理部、健康福祉部、建設部など県職員のほか、気象台や学識経験者などと共に市町村に直接訪問し、市町村が抱える危機管理防災体制の課題に向け共に考えるキャラバン隊を実施しております。とりわけ、小規模自治体を訪問する際は、まずは類似する自治体を実施している事例を共有し、重要な6要素を網羅したBCPの策定について助言を行う、当該自治体での防災訓練等でのBCPの確認を促すなど、丁寧かつ具体的な相談対応を行うことで、BCPに関する知見を提供し、実効性のある計画にするよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

BCP、事業継続計画については、自然災害、感染症、サイバー攻撃など多様化するリスクに対して、企業、農業、行政それぞれが危機に強い持続可能な体制を築くための「動く仕組み」であり、もはや、備えではなく、経営、行政運営の基盤と言えると考えています。

企業経営においても、策定支援から実践的運用支援への進化、業種や地域特性に応じた地域連携型BCPのモデル化が急務であり、産業労働部の現場に根差した施策展開に期待しております。

農業経営においては、特に中小規模の農家への伴走支援とともに、JA、自治体とも連携した地域ぐるみでの体制が鍵となります。農政部には、地域農業を守る安全保障としての実効的な支援強化をお願いしたいと思います。

そして、行政経営においては、高い策定率に加え、訓練や広域連携などPDCAを通じた機能性の確保こそが問われており、危機管理部のリーダーシップによる全庁横断的な推進体制を強く期待いたします。BCPのさらなる推進によって危機に強い信州の未来の実現に安心感を持って一歩でも近づくことを願い、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小林陽子議員。

〔2 番小林陽子君登壇〕

○2 番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問いたします。

初めに、長野県における戦争の伝承についてです。

本年6月23日、沖縄戦の終結から80年を迎える慰霊の日を迎えました。8月には、広島、長崎への原爆投下、そして終戦からも80年という節目の年となります。80年間、日本は戦争の惨禍を教訓に、憲法第9条の下で、戦争の道を選ばず、国際協調を旨とする平和国家として歩んできました。

学生時代、私が体験したある会話を思い出します。友人たちと幽霊について語った折、私が四谷怪談のお岩さんを例に挙げたところ、沖縄出身の友人は、亡くなった日本兵、中国からの留学生の友人は、日本兵に殺された人と語りました。それぞれの生活環境と歴史的背景が日常的な感覚にも影響を与えていることに気づかされた出来事でした。当時は戦後50年の頃でしたが、これは、戦争の記憶が世代を超えて暮らしの中に刻まれていることを示す生きた証左であります。今年の沖縄慰霊の日での小学生による「おばあちゃんの歌」にもそのことが色濃く表れており、平和への思いを新たにされた方々も多いと感じます。

また、戦場で命を落とした私の親族の日記には、自分たちは戦死するかもしれないが、子孫には同じ思いをさせたくないとの記述があり、命の重みと後悔の念が読み取れました。また、別のケースでは、復員後、応召前に代用教員をしていたときの快活さを失い、心の傷を抱え、もう政府や国には協力したくないと、山に籠もり炭焼きに従事し、世捨て人のように社会との関わりを絶った親族の姿も忘れられません。

県内でも、空襲の被害や満蒙開拓団の帰還者が再び厳しい環境下での開拓に置かれた事例があり、二重三重の苦難を経験された方々の証言が残されております。松代大本営等県内各地における戦争施設建設に動員された韓国、朝鮮、中国の人々の苦しみや無念さも忘れることはできません。こうした記憶こそ、戦争の現実を身近に伝える貴重な証言であります。こうした記憶は、広島、長崎、東京などの大規模被害だけでは語り尽くせない、地域に根差した戦争の実相であります。

しかし、平和教育の多くが都市部での惨劇や原爆などに焦点を当てがちで、地域に根差した地元の戦争体験が十分に語られているとは言えず、次世代への継承の在り方に危機感を抱いています。

上田市の無言館では、学徒動員で命を落とした若き表現者たちの作品が残され、生き生きと展示され、優秀な若者たちの人生の芽が戦火に奪われた事実が語りかけてきます。

さらに、「きけわだつみのこえ」に紹介された、安曇野出身で、学徒出陣し特攻隊員として

亡くなった上原良司氏や、ジャーナリストで「暗黒日記」を残した清沢昶氏のように、軍国主義の中でも、正気を失わずに、日本の軍国主義の不条理さや非人間性を問い続けた人物の存在も貴重な視座を提供してくれます。

さらに、昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協の活動も注目すべきです。1954年のビキニ環礁での水爆実験を契機に結成され、広島、長崎の被爆者らがその実相を世界に伝え続けてきた日本被団協の歩みは、まさに体験を言葉にし、語り継ぐ努力の結晶であります。

そして、こうした活動を支えてきた理念の根幹にあるのが、日本国憲法第9条です。日本は、80年にわたり戦争をせず、軍事的手段によらずに国際関係を構築してきました。この姿勢は、世界からも尊敬と高い評価を集めています。

しかし、語り部と呼ばれる戦争体験者が年々少なくなる中、若い世代が戦争の記憶から遠ざかっている現状も否めません。会員減少のため解散する遺族会もあり、戦争に関する例年行われている行事にも若い世代の参画がない現状に、戦争の記憶が忘れ去られてしまうのではないかと懸念しております。今こそ地域に残る戦争の記憶を鮮明に残す取組が必要ではないでしょうか。ただ記録するのではなく、共有し、自分事として感じ取る平和教育の仕組みが今求められています。

一方で、5月に、国会議員が、ひめゆりの塔の説明内容について史実を無視した無責任な見解を示し、また、別の国会議員からも、沖縄戦の史実をゆがめるような発言がありました。このことは、悲惨な戦争の現実を後世に伝えるため、先人が重ねてきた努力を顧みない発言であり、決して許されるものではありません。

今年5月に開催された信州岩波講座の講演で、作家で評論家の保阪正康氏は、太平洋戦争とは何だったのか、なぜ命を軽視する無謀な戦いをしたのか、私たち日本人は、いまだきちんと向き合って答えを出していないように思えると指摘しております。

そこで、知事に2点お伺いします。

80年間、日本が外交の手段として戦争を選択肢とせず、外交努力によって国際関係を構築してきたことは近代史上極めてまれであり、平和国家として国際的にも評価されていると考えますが、知事の御認識を伺います。

遺族を含め、戦争経験者が少なくなり、伝承が難しくなっていく中で、特に若い世代が戦争の悲惨さから遠ざかっている実情があります。戦争の悲惨さと歴史を正しく後世に伝えていくことの重要性について知事の御見解を伺います。また、遺族だけでなく、広く若者世代が参画する取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、外交努力で国際関係を構築してきた日本の戦後外交に対する認識という御質問でございます。

戦後、我が国は、さきの戦争の惨禍を深く反省し、国民主権、基本的人権の尊重と並んで平和主義を掲げる日本国憲法の下、国際協調と対話を重視して、経済協力や技術協力、人的交流や文化交流等を通じて国際社会からの信頼を勝ち得てきたというふうに認識しております。

我が国は、これからも平和主義という基本姿勢を堅持しつつ、国際社会との連携を一層強化し、外交努力を通じて世界の平和と安定に寄与していくことが重要だというふうに考えております。

続きまして、戦争の悲惨さ、歴史を正しく後世に伝えていくことの重要性に対する認識と、若者世代が参画する取組が必要ではないかという御質問でございます。

今日の平和と繁栄は、さきの戦争でお亡くなりになられた方々の尊い犠牲の上に築かれたものであるということを私どもはしっかり認識しなければいけないと思います。終戦から80年を迎えようとしている中、戦争を直接体験された方々の数がどんどん少なくなっている状況であります。戦争の悲惨さ、平和の尊さを若い世代に継承していくことがますます重要になってきているというふうに考えています。そのため、県としては、今年度、戦争体験の記憶を次世代に語り継ぐための県遺族会の平和の語り部事業への若者世代の参加、満蒙開拓平和記念館での元開拓団の御家族と高校生とのトークセッションなど、関係団体が行う取組を支援していきたいと考えております。

あわせて、県戦没者追悼式におきます高校生、大学生による平和へのメッセージの発表や式典への参画のほか、平和学習パンフレットを改訂し県内全ての小中学生に配付するなど、若い世代への継承を目的とした事業に取り組んでまいります。

今後も、こうした取組への若い世代の参画をより一層進めることで、若者世代を含む全ての世代に対し戦争の歴史的事実を風化させることなく継承してまいりたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君） 知事より御答弁をいただきました。

若い世代を含め、全ての世代にこの戦争の記憶を継承していくという知事のお言葉に、私も同感いたします。戦争を体験された方が、戦後、思い出すのもつらかったり、罪悪感を抱いて、家族にも話してこなかったとあちこちで聞いております。身近にある事実を埋もれさせないこと、それが今後戦後100年を平和に迎えることができるために大切なことと思います。

次に、長野県の持続可能な医療体制について伺います。

近年、人口の多い都市部においてさえ、医療機関の施設の老朽化や建て替え困難、医療従事者の不足などにより基幹病院の規模縮小や廃止が検討される事例が報道されております。全国的にも病院経営の悪化は深刻であり、日本病院会などの調査によれば、2024年度の診療報酬改定後、医業利益が赤字となる病院は69%、経常利益が赤字となる病院は61.2%に上るとされ、地域医療は崩壊寸前との声も上がっております。本県においても例外ではなく、県立木曽病院では、分娩数の減少と医師確保の困難から、令和8年度以降、現在の24時間365日体制での産科医療の継続が困難になる見通しが示されております。

こうした状況を踏まえ、県内の医療体制の維持について3点伺います。

医師や看護師などの人材確保の困難さに加え、物価高騰や診療報酬改定の影響による経営悪化など、地域医療を取り巻く課題は複雑化しております。特に、診療報酬制度や医師臨床研修制度など国の政策に起因する構造的な課題も大きく影響しており、自治体単独では対応が難しい面もあります。

こうした中で、本県としては、地域医療構想に基づき、医療機能の分化・連携や病床再編を進めてきたと承知しております。地域の実情を踏まえ、限られた医療資源を有効活用し、地域医療を維持していくために、県としてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

2023年のNHKの調査によれば、全国約6,000の病院のうち、築40年以上の施設は1,623施設、全体の27%に上るとされております。長野県内では、この割合が31.1%と、全国平均を上回っております。老朽化が進んでも、資材価格の高騰や経営難により建て替えが困難な病院が多く、耐震性や感染症対策の観点からも、医療の質や安全性に影響を及ぼす懸念があります。県内の病院の老朽化の実態をどのように把握し、病院の支援に取り組んでいくのか、笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、木曽医療圏における医師確保と医療体制の維持について伺います。

県立木曽病院が唯一の入院医療機関である木曽医療圏は、県内でも最も医師数が少ない地域であり、まさに課題先進地と言えます。

地域医療の維持は、住民が安心して暮らし続けられるかどうかの死活問題であり、医師の確保は喫緊の課題です。医師にとっても魅力ある職場環境を整えることが必要であり、キャリア形成の機会やワーク・ライフ・バランスの確保など、医師の勤務環境を充実させることも重要であると考えます。

地域密着型の総合医を養成する木曽地域と関係の深い中京圏との連携、あるいは地域密着型の総合医養成に関わる佐久総合病院との連携による専門性の向上など、診療科の魅力向上策も考えられると思います。県としてどのように取り組まれるのか、笹渕健康福祉部長に伺います。

続きまして、県内の水源地と森林の土地売買について質問いたします。

本県の誇る美しい自然環境は、清らかな水と豊かな森林によって育まれてきました。これは、県民の生活はもとより、観光や農林業、ひいては地域文化の礎でもあります。しかし、近年、外国資本による水源地や森林の土地取得について県民から不安の声が上がっています。適切な管理がなされないまま放置されれば、環境破壊や資源の不適切な利用にもつながりかねず、行政としても早めの対応が求められます。

御承知のとおり、日本の法律では、外国人であっても日本人と同様に土地や建物の所有が可能であり、国籍や在留資格にかかわらず、売買に制限はありません。取得後の土地利用についても規制が非常に緩やかであり、水源や森林、温泉などの地域資源の利用についても所有者の裁量に委ねられているのが現状です。特に、1ヘクタール以上の森林の開発については森林法に基づく事前申請が義務づけられておりますが、広大な山林が分散的に取得された場合、その実態を把握するのも容易ではありません。

こうした中、本県では、平成25年に長野県豊かな水資源の保全に関する条例を施行し、水源地保全地域を指定するなどの対策を講じております。また、林野庁の発表によると、平成18年から令和5年までの間に、全国で692件、約1万79ヘクタールの森林が外国資本により取得されており、その実態と影響には注視が必要です。

そこで、2点について伺います。

水源地の土地売買について、この質問は、令和6年9月議会で山田英喜議員が関連する質問をされていて、重複する部分があるかもしれませんが、県は長野県豊かな水資源の保全に関する条例を定めて保全する地域を指定していますが、その取組状況について小林環境部長にお尋ねします。

外国資本による森林取得について県内の状況はいかがか。また、それに対する対策はどうか。根橋林務部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）持続可能な医療体制に関連して、地域医療を維持していくために県としてどう取り組んでいくのかという御質問を頂戴しました。

県民の皆様方の安心な暮らしを維持していくためには、この医療の充実、維持発展は極めて重要だと思っております。しかしながら、昨今、医療機関を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。コロナを契機とした患者の方々の受療行動の変化、物価や人件費の高騰、さらには医師の働き方改革への対応、こうした様々な要素で病院経営は厳しい状況になっております。

こうした中、地域における持続可能な医療提供体制を確保していくためには、限られた医療資源を最大限有効に活用して、それぞれの医療機関が個別最適を独自に追求するのではなく、地域全体で最適化を図っていくことが重要だと考えております。このため、本県では、2040年

を見据えた医療提供体制のグランドデザインを策定したところでございます。このグランドデザインは、従来の病床機能に着目するということだけでなく、病院機能に焦点を当て、病院の役割を、地域包括ケア体制の要となる地域型病院と、高度専門医療を中心に担い地域型病院の診療支援等を行う広域型病院とに類型化して、役割分担とその連携の推進を図っていこうというものでございます。

県としては、こうしたグランドデザインの理念、考え方を、行政や医療関係者のみならず、広く県民の皆様方とも共有していきたいと考えております。それぞれが役割を理解し、協力し合うということが、この医療を維持していくためには大変重要だというふうに考えております。そのため、地域医療構想調整会議などの場も活用しながら、私どもがリーダーシップを発揮し、このグランドデザインの具現化に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、診療報酬につきましては、病院経営の今後の在り方を見通す中で十分な検討が行われるべきものというふうに考えております。今後、私も医療関係団体と意見交換を行っていきたいというふうに思います。問題意識を共有した上で、国に対して診療報酬の改定等を求めていると考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、県内病院の老朽化の実態と支援についてでございます。

県では、医療法に基づく病床機能報告により病院の老朽化の状況を把握しております。この報告によりますと、県内の約3割を超える病院が築40年以上経過しており、建て替えが必要な病院が一定程度あるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では、これまで、地域医療構想の推進に資する病床機能の転換や精神病棟の老朽化に伴う建て替えなどの施設整備に対し補助をしてまいりました。令和6年度からは、2040年を見据えた医療提供体制のグランドデザインの推進を図ることを目的に、200床未満の地域型病院の建て替え等を支援する新たな取組も始めたところでございます。今後も、引き続き県の目指すべき医療の方向性に沿って建て替え等が必要な医療機関への支援に取り組み、持続可能な医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、木曽医療圏などの医師少数区域における医師確保の取組についてでございます。

県では、木曽地域をはじめとする医師少数区域に対し、修学資金貸与医師等の優先的配置、地域の人材拠点病院が行う医師派遣への支援などに取り組んでおります。

修学資金貸与医師につきましては、県が策定したキャリア形成プログラムを基に、一人一人の希望に寄り添った配置の調整をしております。また、医師少数区域等で勤務する医師に対し

ては、他病院で診療実績を積むための旅費の支援なども実施しております。

加えて、昨年度から始まった医師の時間外労働規制に関連しては、生産性向上や職場環境改善を目的に医療機関が行うＩＣＴ機器整備等への支援、医師の長時間労働是正に向けた医療勤務環境改善支援センターによるタスクシフト導入等の個別相談、子育て支援のための院内保育所の運営費補助などを通じて医師の勤務環境の改善を進めております。

今後も、これらの事業を通じて、医師少数区域をはじめ県内で働く医師のキャリア形成の機会やワーク・ライフ・バランスの確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）水資源保全地域の指定に関する取組状況についてのお尋ねでございます。

水道水源等の保全を目的としました長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域については、本年５月１５日付で佐久市及び下諏訪町の２地域２水源を新たに指定しまして、平成２５年の施行から現在までの指定数は６市町村２５水源となったところでございます。指定後は、当該地域内での土地取引等に当たり事前届出を義務づけておりますが、現在までに県に届出が行われた事例はございません。

水源地の保全には、土地取引等の目的を把握し、地下水への影響や涵養機能の低下による地下水の減少が懸念される場合は、条例に基づき土地所有者等に対し助言等を行うなど、未然防止の取組が欠かせないことから、水源地域の指定の拡大が肝要であると考えております。

地域指定は市町村長からの申出により行われますが、その際に必要となる土地所有者等の調査や申出書の作成に大変な労力を要するということから、県では、指定申出までの手順などを分かりやすく示しました事務手引の整備を本年４月に行いまして、市町村に周知を図ったところでございます。現在２市村から具体的な申出の意向がありまして、早期指定に向けて指定範囲等の技術的支援を行っているところでございまして、引き続き水資源保全地域の指定に向けて市町村支援を進め、水資源の保全を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）外国資本によります森林取得の現状と対策についての御質問でございます。

県内における外国資本による森林の取得は、平成１８年から令和５年までに１７件、約２４ヘクタール確認されております。これらは、別荘などの資産保有を目的としたものでございまして、現時点で違法な伐採や転売は確認されておられません。

森林は、水源の涵養など、多くの公益的機能を有しております。その恩恵は、県民全体に及ぶものでございます。したがって、所有者が外国資本であるか否かにかかわらず、森林の適切な管理は極めて重要だというふうに考えております。

こうした認識の下、県では、関係法令に基づく所有者変更届や伐採・造林届などの手続が適正に行われるよう制度の周知に努めておるところでございます。また、違法な伐採や開発行為の早期発見を図るため、県が撮影した航空写真を市町村に提供させていただきまして、現地の状況把握に活用いただいております。

今後も、市町村や国との連携の下、森林の公益的機能の維持と県民の安全・安心の確保に向けまして適切な対応を継続してまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）最初の医師の確保策についてですけれども、医師にとっても魅力のある生活環境、例えば、子育て世代の医師にとっては教育環境が充実していることなども考えてみては思っております。

また、医療体制の維持につきましては委員会で伺っていかうと思っております。

水源地と森林の土地売買についてですけれども、土地売買の規制に関しては国レベルで議論すべきことかと思いますが、土地の使途について、今、様々な取組を伺いましたけれども、県としても未然防止の取組、モニタリングをしていくことが必要ではないかと思います。さらなるお取組をお願いいたしまして、これで私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）県は、信州F・POWERプロジェクトについて、民間主体の事業なのに県が主導したと誤解された。民間企業の経営には口出しはできないなどと、言い訳とも思える反省点のまとめを、4月に「振り返り」なるもので発表しました。

そこで、まず総務部長に伺います。

信州F・POWERプロジェクトは、多額の税金の投入や、多くの債権者の皆さんに損害を及ぼした事業であり、しっかりとした反省・検証を行う必要があります。そのことから、包括連携協定や県民参加型予算の反省とは別次元のものとして捉え、プロジェクトの所管である林務部がその任に当たるのが最低限の県の責務と考えます。しかし、振り返りなるものは、その事務局を、信州F・POWERプロジェクトとは何ら関係のないコンプライアンス・行政経営課が担当しています。そもそも、産官学の共同プロジェクトであるF・POWERプロジェクト

トの反省をなぜ総務部を中心とした庁内チームという限られた範囲で行ったのか、見解を求めます。

次に、知事に3点伺います。

2013年6月に大々的に発表した信州F・POWERプロジェクト事業計画における推進体制では、プロジェクトの総括、プランニング、コーディネートなど事業の中心的な役割を県が担うとしており、また、知事、塩尻市長、征矢野建材代表取締役の3者連名のプロジェクト宣言では、この事業の目的や目指す姿を示し、その中で、長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プランに位置づけ、推進していくとはっきりと言い切っています。

これらの厳然たる事実からして、信州F・POWERプロジェクトは産官学共同プロジェクトであり、その中で、とりわけ県は主体的な役割を担っており、振り返りで言うような民間主体の事業では決してなかったと考えますが、見解をお願いします。

知事が1期目の2012年に大旗振り役となり産官学共同で始めたプロジェクトが、なぜ円滑に進まなかったのか。関係者や県民が求めるのは、その経緯と原因の解明であります。しかし、今回の振り返りなるものは、県のプロジェクトの総括責任者としての役割を全く自覚しておらず、県民や議会から求められている解明や反省とはかけ離れた内容であると断言でき、責任放棄とも取れますが、見解をお願いします。

今後、経営主体が変わったとしても、産官学のプロジェクトは継続し、多大な原木の供給なども続く以上、同じ失敗を繰り返さない検証は不可欠だと考えます。そして、多額の税金投入や、多くの債権者の皆さんに損害を及ぼした事業であることを踏まえ、県単独による検証ではなく、このプロジェクトに関与した関係者や塩尻市などの意見をオープンに聞いた上で、客観的な答えを出すべき責務が県にはあります。それを果たすためには、第三者による客観的な検証を行い、県民と共有することが必要不可欠と考えます。そのことが、単なる失敗ではなく、新たな森林政策の展望を切り開くことになるのではありませんか。見解をお願いします。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には総務部を中心とした庁内チームで振り返りを行った理由についての御質問を頂戴いたしました。

信州F・POWERプロジェクトは、検討段階から産官学が連携して取り組んできたプロジェクトでございまして、共創・協働の一形態でもあります。当初の計画どおりに事業が進捗しなかったことについては真摯に受け止めております。

このプロジェクトにつきましては、関係者の御努力により継続しており、プロジェクト全体を議論することは、民間事業者の皆様の活動を制約してしまうおそれがあるため、県としての関わり方について振り返りを行ったものです。

今後、民間の皆様との共創・協働をより一層進めていくためには、信州F・POWERプロジェクトをはじめとしたこれまでの共創・協働事例の課題や反省点を振り返り、今後の取組に生かすべき点などを明らかにし、一部局ではなく、県全体の教訓として生かしていくことが重要です。このため、総務部を中心に、林務部など関係部局のメンバーから成る庁内検討チームを設置し、民間事業や公益事業、法律等に詳しい外部アドバイザーの御助言をいただきながら、今後共創・協働を進めていく上でのポイント、留意点を取りまとめたものでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州F・POWERプロジェクトに関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、当プロジェクトは産官学の共同事業であり、民間主体の事業ではなかったと考えるが見解を問うという御質問でございます。

信州F・POWERプロジェクトにつきましては、これまでも御説明させて頂きいただいているとおり、県としては関連事業の計画段階から事業主体がその事業を開始するまでの間においてプロジェクト全体を取りまとめる役割を果たし、また、産学官連携による推進戦略会議の運営を担ったところでございます。

しかしながら、事業の運営や資金調達などの経営判断につきましてはそれぞれの企業が行うべきものであり、事業の開始以降は、県では、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けた関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきたところでございます。例えば、原木の安定供給についても需要者側と供給者側の調整の場を設けるといったような役割を果たしてまいりました。

一方で、調達価格等はやはり商取引に委ねられるものというふうに考えておきまして、県としては関わってこなかったところでございます。このように、企業経営に関わることなどにつきましては、県としての役割や関与できる範囲にはおのずと限界があったというふうに考えております。

続きまして、今回の振り返りは責任放棄とも受け取られかねないが見解を問うという御質問でございます。

信州F・POWERプロジェクト、この事業が円滑に進まなかったことで、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、また、県民の皆様方から不信感を持たれるような事態となってしまうことについては、大変申し訳ないというふうに思っているところでございます。

県としては、これまでも、プロジェクトの経緯等について、本会議、委員会、さらには私の記者会見等におきまして丁寧に説明させていただいたところでございます。加えて、その反省

点、教訓を今後の県政に生かしていくことが大変重要だというふうに考え、外部の方にも参画いただき、県としての関わりの観点からプロジェクトを振り返り、今後共創・協働を進めていく上での課題や取組の方向性について、今後の共創・協働の推進に向けたポイントとして取りまとめさせていただいたところでございます。

信州F・POWERプロジェクトについては、現在事業継続中ということもあり、こうした課題等については、県としての関わり方、関与の在り方を中心に取りまとめさせていただいたものでございます。

最後に、庁内検証にとどまらず振り返りをしたわけですが、第三者による客観的な検証を行い、結果を県民と共有すべきであると考えがどうかという御質問でございます。

このプロジェクトにつきましては、現在民間事業者の皆様方の御努力で事業が継続されているところでございます。第三者による検証を行うということは、円滑な事業運営に支障を及ぼすおそれもあり、適当ではないというふうに考えております。

例えば、大北森林組合の事例のように、事業者による不正行為が明らかであった場合等については、外部を含めた徹底的な検証が必要というふうに考えますが、今回のプロジェクトについては、そうしたケースとは全く異なるものであり、むしろ事業の発展を最優先で考えるべき局面であるというふうに捉えております。

なお、プロジェクト関連事業につきましては、関係者の皆様方の御努力により現在も着実に継続されております。事業者からは、発電事業において長年の課題であった燃料用原木の確保について、令和5年度は10万トンに満たない供給量であったものが、令和6年度には13万7,000トンまで増加し、今年度も前年度同様の確保が見込まれ、発電施設の稼働率も当初計画の9割となる見込みであること、また、製材事業においても、グループ会社のハウスメーカー向けの材料供給に取り組むなど新たな需要先の開拓が進められており、事業全体としておおむね順調に推移しているという報告をいただいているところでございます。

今後とも、森林資源を有効に活用し、本県の林業・木材産業を活性化していくという本プロジェクトの当初の目的が達成されるよう、県としての役割を誠実に果たしてまいります。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 民間主体の事業としての過剰な配慮に基づくこの振り返りなるもので幕引きを図るのではなく、県民や関係者の、県が主導したのに責任に触れていない、損害を与えた反省の言及がないとする声に、知事はしっかりと応えるべきです。そのことを要請して、次の質問に移ります。

県は、現状認識として、利用者の減少で交通事業者の経営は急速に悪化するとともに、運転

手不足が深刻化し、乗合バスなどの公共交通を民間事業者が維持していくことは困難としており、事業者も、乗合バス事業は企業努力で解決できる限界を超えているとしています。

乗合バス事業は、全国的にも、県内においても、より踏み込んだ自治体の関与や、民間事業ではなく、公的な事業として再構築しなければ、学びの保障、生活の保障に不可欠なインフラとして機能できないところにまでなってきています。これらの最大の要因である限界を超えた運転手不足について、まず交通政策局長に3点質問します。

乗合バス運転手確保事業は喫緊の重要な課題であるとし、補正予算でも一定の事業を進めようとしているものの、昨年度の県外からの移住者支援の取組などを見ても、予算も規模も大変消極的であり、危機感を持った取組とは思えません。県として実効性のある事業を創設すべきであります。今後の施策展開策を伺います。

ネガティブな風潮からバス運転手不足を促進してきている側面も否めません。乗合バス事業者も新規採用に並々ならぬ努力をしており、それらの取組の支援について伺います。また、学生が就職の選択肢として志せるような取組を促進し、一種から第二種免許取得までの経費を県が負担するなど実施したらいかがでしょうか。

事業者の撤退が進む中、乗合バス事業の維持には、県や市町村がドライバーを職員として採用し、必要最小限の運行を行うなど大胆な事業展開をしていかないと乗合バス事業の崩壊には対処できないと考えますが、見解を伺います。

次に、知事に2点伺います。

県は、4月、路線廃止や減便の事前相談を事業者に求めましたが、乗合バス事業が崩壊の危機にあることは以前から明らかであり、民間の事業だとして運転手不足などに対して行政が有効な対策を講じてこなかった結果、事業者がやむを得ず休廃止に踏み切ってきていると考えますが、県の認識を伺います。

県内各地で休廃止が進む中であって、県内の公共交通の再構築をどのように考えておられるのか。抜本的なビジョンを今県民に示し、おらほうのバスがなくなっちゃうという県民の大きな不安を払拭していくことが知事には求められています。考えをお聞かせください。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）順次お答えいたします。

まず、乗合バスの運転手確保に向けた今後の施策展開についてであります。

県では、乗合バスの運転手不足を解消するため、第二種免許取得の支援や運輸業界専門の相談窓口の設置、県外からの移住者に対する移住支援金の支給などの取組を進めてまいりました。一方で、令和5年度から令和6年度にかけて乗合バスの運転手は減少しておりまして、さらなる取組が不可欠であります。

新たな施策の構築に当たりましては、今月12日に開催いたしました長野県公共交通活性化協議会におきまして、人材確保に関して意見交換を行ったところであります。その際には、運転技術や接遇研修などを学べる運転手養成の仕組み、新卒者が安心して就職できるようなメッセージの発信、また、採用の増加に向けた職場環境、待遇の改善が必要であるなどの御意見を頂戴しているところであります。

県としては、速やかに交通事業者等の関係者と踏み込んだ議論を行いまして、運転手養成の仕組みやキャリアパスの提示など新卒採用者の確保策、短時間労働者、再就職者の拡大、外国人材の活用、さらに、離職防止に向けた待遇、職場環境の改善、魅力・やりがいの発信など、新たな施策を構築してまいりたいと考えております。

次に、乗合バス事業者の新規採用の取組への支援についてであります。

新規採用への取組といたしましては、先ほど申し上げました第二種免許取得の支援や、運輸業界専門の相談窓口の設置、移住支援金の支給などに取り組んでいるところでございます。令和6年度におきましては、こうした県の支援制度を活用し、23名の方が乗合バスの運転手として御活躍されていると承知しております。

次に、第一種免許から大型二種免許取得までの支援についてであります。議員御提案のとおり、将来の担い手を確保するためには、新卒者にバスの運転手を志してもらえるように新たな施策を構築することが必要と考えております。長野県公共交通活性化協議会におきましても、バス会社に就職した新卒者を対象に第一種免許の取得を支援すべきだという御意見を頂戴していることから、今後交通事業者と意見交換を行う中で、こうした点につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、乗合バス事業の維持に向けた大胆な事業展開ということでございます。

県では、これまで、運転手不足への対応や国と協調した運行欠損費支援などを行ってまいりましたが、従来型の行政関与の仕方ではバス路線を維持していくことはもはや困難と考えております。このため、本県では、公共交通を社会的共通資本として位置づけまして、公的関与を強めることで地域の公共交通を維持確保する方針を示しているところでございます。議員から御提案のありました県や市町村が運転手を雇用し運行する公設公営の手法につきましても、公的関与の一つの在り方であると認識しております。

一方で、県といたしましては、公的関与を強めつつ、事業者と共にバス路線の維持確保を図るため、信州型広域バス路線支援制度を創設したところであります。この制度は、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善等も支援するとともに、県がバス車両を購入し、交通事業者に貸与する県有民営バス制度の県負担額の引上げを行うこととしておりまして、事業者の皆様からも一定の評価をいただいているものと認識しております。まずはこの制度を運用する中で、

地域の公共交通を担っている事業者と共に直面する課題の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には公共交通に関連して２点御質問を頂戴いたしました。

まず、バス路線の廃止、減便に対する認識ということで、運転手不足等に対して行政が有効な対策を講じてこなかった結果、事業者がやむを得ず休廃止に踏み切ったと考えるがどうかという御質問でございます。

私どもも様々な努力をしてきましたし、もとより事業者の皆様方は非常に危機感を持って様々な取組を進められてこられたというふうに思っています。行政だけが何もしなかったからこうした結果になったということでは必ずしもないというふうに私は思っております。

例えば、県として、これまでも運転手不足は大きな課題だというふうに認識しており、Ｊｏｂサポにおける運輸業界の特設ホームページや相談窓口の設置、第二種免許取得の支援などの取組を進めてきたところでありますし、もとより、事業者の皆様方にはそれぞれ創意工夫を凝らしながらいろいろな努力を重ねてきていただいているところでございます。

全国の状況を見ても、路線の廃止・減便が全国各地で相次いでいます。コロナ禍以降は、毎年１,０００キロ以上の路線が廃止という状況になっております。これは、モータリゼーションの進展や、急激な人口減少の進展、さらにはそれに伴う人手不足、運転手不足、そして、コロナ禍を契機として、働き方、暮らし方、例えばリモートワーク等も普及しましたし、そうした多様化が進んでいると。そういう意味では、様々な要因が起因しているものというふうに考えております。

私としては、誰かが悪かったということ振り返るだけでなく、むしろこれからどうしていくのかということ、関係者が知恵を出し合い、協力し合いながら取り組んでいくことが極めて重要だというふうに考えているところでございます。

もう一点、抜本的な公共交通ビジョンを示し県民の皆様方の不安の払拭に努めることが求められると考えるがいかがかという御質問でございます。

御指摘のとおり、安心して地域で暮らし続けることができる長野県をつくるためには、やはりこの移動手段をどう確保するかということが私としても大変重要な課題だというふうに思っております。

そうした中で、今申し上げたように、社会経済状況が変化をしていく中で、これまでのように公共交通は民間の事業者の皆様方が運賃収入で頑張ってくださいと言うだけでは維持していくことはなかなか難しくなっているというふうに考えております。

そうしたことから、昨年6月に策定した長野県地域公共交通計画におきましては、公共交通をいわゆる社会的共通資本と位置づけさせていただき、本県としては、行政が主体的に関与していく方向に大きくかじを切らせていただいたところでございます。計画におきましては、自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現することを将来像に掲げて、通院、通学、観光、こうした目的の移動を保証するということといたしております。

限られた輸送資源を最大限活用し、移動保証を具体化するため、現在、交通事業者や市町村、利用者など関係の皆さんと共に地域の交通体系の見直しを進めさせていただいているところでございます。

特に、広域的なバス路線につきましては、これまでの赤字補填にとどまらず、運行経費の半分に加えて、運転手の方の処遇改善等も支援する信州型広域バス路線支援制度を創設し、持続可能な運行を目指そうというふうに考えているところでございます。

今後とも、より望ましい公共交通の在り方についてしっかりと議論を重ねる中で、公共交通の維持発展、利便性の向上に県としてしっかり取り組み、安心して暮らせる長野県の実現に向けて全力を傾けていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）運転手不足対策は、国にも有効な施策はありません。ライドシェアでは解決できません。自動運転はまだまだであります。なぜ二種免許が、なぜ運行管理者の資格があるのかを踏まえて、命を運ぶ事業として、危機感を持ってバス運転手の労働環境の改善を進めるとともに、県として具体的に運転手の養成を図っていくなど、大胆で研ぎ澄まされた発想のプランの構築をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

---

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）皆さん、こんにちは。飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

3月17日、新田恭士副知事が正式に誕生しました。新田副知事は、南信地域と木曽地方を担当し、県土のグランドデザインづくりや防災などに注力されており、南信・木曽地域として大いに期待しております。任期が始まってから精力的に南信・木曽地域を視察され、地域の皆さんと意見交換を重ねられていることに、地域より喜びの声が多数上がっており、心より感謝いたします。地元紙にも掲載がございましたが、県庁内では、熱血漢で有名な松岡修造さんになぞらえ、「新田修造さん」と呼ばれるほど熱い熱い思いをお持ちであると理解しております。その思いをぜひとも県民に向けていただくことを本当に期待しております。

さて、任期が始まってから約3か月経過しておりますが、南信・木曽地域を訪問する中で、副知事としての手応え、また、南信・木曽地域の潜在的な可能性をどのように引き出していくべきか。さらには、今後県土のグランドデザイン策定のために市町村と連携し、どのように取り組んでいくべきか。新田副知事の見解を伺います。

次に、官公需について質問いたします。

官公需とは、国、県、市町村などが物品・物件を購入したり、工事の発注をしたり、警備、印刷、ごみ収集などのサービスの調達をしたりすることを言います。コストカット型経済からの脱却が見えてきており、国と同様に、地方自治体こそ賃上げと価格転嫁の先導役にならないと考えると考えます。

国同様、地方自治体の発注は、予定価格を設け、競争入札するため、安く入札するケースが多く、受注企業の賃上げを阻害してしまう可能性があります。民間企業の賃上げが進む中、国や地方自治体は、依然としてコストカット型のデフレ体質と思われる状況を大きく改善し、民間企業を後押しする必要があります。自由民主党の新しい資本主義実行本部は、5月26日、石破首相に国や地方自治体による発注入札の見直し等を提言しており、地方自治体も同様に連動すべきと考えます。

なお、2021年度の統計では、長野県はGDPに占める公的需要の割合が24.4%と全国平均26.8%をやや下回りますが、長野県こそが賃上げに尽力している民間企業の経営者や労働者を助けるべく、経営体力の弱い中小企業の受注機会を確保する観点からも、必要に応じて国に要望することも含め、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ついては、官公需に対する阿部知事の所見を伺います。

次に、多極分散について質問いたします。

5月26日、新地方創生本部のメンバーは、石破総理大臣と面会し、東京一極集中の是正に向け、省庁、研究機関などの地方移転や、若者や女性に選ばれる地域づくりについて提言しました。また、産業政策では、国や民間が連携し、地方産品の販路拡大、海外展開の支援、成長分野の半導体やデータセンターなど地方への大型投資の呼び込みについて言及しております。

また、政府が2026年度中に設置予定の防災庁について、全国の県や市などで誘致運動が活発化しており、現在、隣県の岐阜県、群馬県、富山県をはじめ12道府県・市と、近畿地方の府県による関西広域連合が誘致活動を推進しております。

一方、長野県では、昨年11月定例会の阿部知事の答弁のとおり、大変心強いことに、県は庁内に部局横断のプロジェクトチームを設置し、同チームには様々な分野の担当部署の職員が参加し、省庁や国の研究機関の一部機能の受入れ、さらに民間企業の誘致等を念頭に、東京一極集中是正のため、多極分散型のモデル圏域を目指す方針を打ち出されました。

阿部知事が多極分散のプロジェクトチームを部局横断で立ち上げると宣言していただいてから約半年が経過いたしました。防災庁をはじめ、省庁や研究機関の移転、企業誘致を含めた東京一極集中是正の多極分散について、現在プロジェクトチームとしてはどのように進めており、また、今後の展望やスケジュールも含め、阿部知事の所見を伺います。

次に、リニア中央新幹線について質問いたします。

我が長野県において、ＪＲ東海は、５月13日に伊那山地トンネルの戸中・壬生沢工区と隣接する坂島工区が貫通したと発表しました。本線のトンネル工区同士がつながるのは、山梨リニア実験線を除き初めてとなります。

一方、静岡県においては、鈴木静岡県知事と地元地域の理解の下、ＪＲ東海は昨年11月に静岡県内でのボーリング調査をついに開始いたしました。本年６月２日に静岡県の専門部会が開かれ、静岡県が着工条件として対話を求めている検証事項全28項目のうち水資源関連６項目の議論が終結しており、一つの大きな区切りとなりました。しかしながら、生物多様性関連14項目と発生土の処分に関する４項目はいまだ残っております。少しずつ前進しておりますが、まだまだ時間がかかることが懸念され、ぜひともスピード感を持った進展を期待したいと思います。

本年も開催されたりニア中央新幹線建設促進期成同盟会の決議では、静岡工区について、水資源・自然環境への影響の回避・低減と早期実現を両立させる観点から、関係自治体などの理解を得ながら早期着手を求めています。阿部知事におかれましては、期成同盟会等を通じて静岡県側に早期着工に向けて動いていただくことと同時に、さらなる国の支援を呼びかけていただきたいと思います。阿部知事の所見を伺います。

また、阿部知事におかれましては、昨年11月の一般質問への答弁、また、昨年末の南信州執務週間最終日の記者会見において、長野県駅（仮称）近くへ県リニア整備推進局移転を実現する方向で検討したいとの考えを示されており、地域からの期待は高まっております。これに関して、２月定例会の建設委員会の中では、現在リニア整備推進局においてサテライトオフィスの設置について検討しているとの説明もあったところであり、将来的なりニア整備推進局の移

転を見据えた第一歩になるものと受け止めています。このサテライトオフィスについて、設置の時期及び期待する役割などについて阿部知事の考えを伺います。

次に移ります。ＪＡ長野厚生連健康管理センターでは、医師等専門職の確保は困難であり、令和８年から２班体制が１班体制となります。年間３５０回実施していた健診回数は年間２１０回に減少するため、上伊那、下伊那、木曽地域での特定健診の縮小の打診が各町村に来ております。

現在、厚生連で集団での特定健診をしている下伊那郡７町村、上伊那郡３町村、木曽郡３町村等が対象となっており、下伊那郡２町村は引継ぎ先のめどが立っておりますが、ほかの町村は未定となっております。ＪＡ長野厚生連より中部公衆への引継ぎの打診を行っているものの、現状不透明であり、中部公衆が受入れ不可であれば、厚生連より代わりの委託先は紹介できない状況です。

限られた時間の中で受入先を急ぎ探す必要があり、それぞれの町村にとって切実な問題です。県民の安心・安全を守るためにも、長野県としてこの問題をどのように考え、支援していくのか。笹渕健康福祉部長の見解を伺います。

次に、鳥獣保護管理法の一部改正について質問いたします。

本年４月、飯山市及び木島平村において、ツキノワグマによる人身被害が相次いで発生しました。県では、４月１０日に北信地域、５月９日に長野地域、６月５日に木曽地域、６月１９日に北アルプス地域にツキノワグマ出没注意報を発出しております。

また、４月２５日、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、略称鳥獣保護管理法の一部改正法が公布されました。現在の鳥獣保護管理法では、市街地で猟銃の使用は禁止されており、市街地に熊が出没した場合、人に危険が生じる場合のみ、現場の警察官が警察官職務執行法に基づき捕獲従事者に発砲を命令できるようになっておりました。改正法の施行後は、熊が人の生活圏に出没し、緊急に危害を防ぐ必要があり、銃猟以外の方法で迅速に捕獲できる手段がなく、住民の安全が確保できるという条件を満たした場合、市町村が捕獲従事者に委託し、緊急銃猟が可能となります。

緊急銃猟の実施に当たり、市町村は通行制限や避難指示を行うことができ、緊急銃猟で建物等に損害を与えた場合は、捕獲従事者ではなく、市町村が補償することになりました。緊急銃猟の損害に対する補償において、市町村を対象とした保険制度等を整備し、その保険料を支援することは可能でしょうか。

また、捕獲従事者に責務を負わず、市町村が判断に困らないよう、緊急銃猟を実施する際のガイドラインの策定が急務であり、市町村と密な連携を早急に実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。根橋林務部長の所見を伺います。

次に、酒米について質問します。

県酒造協同組合によりますと、昨年、県内の酒造会社70社余りが組合を通じて仕入れた酒米は約1,430トンです。毎年9月から酒造りのため酒米を仕入れますが、主食用のお米の高騰を受け、仕入価格は去年の60キロ当たり1万8,000円から5割以上の値上がりが見込まれます。また、農家には酒米から主食用の米への切替えの動きもあり、酒米の確保が喫緊の課題となっております。

今回の6月補正では、県奨励品種の美山錦、ひとごち、金紋錦、山恵錦の4品種を購入する場合、値上がり分の2分の1以内を補助します。4品種は、酒米全体の85%をカバーしております。一方で、県奨励品種に該当しないたかね錦、しらかば錦、山田錦の3種は補助対象になっておりません。たかね錦は、飯田市の喜久水酒造、佐久市の佐久の花酒造、岡谷市の豊島屋等で使用されております。

また、たかね錦は1938年に長野県農事試験場で育成開始され、たかね錦より今回補助対象の美山錦、金紋錦が生まれております。しらかば錦は、諏訪市の伊東酒造、小布施町の高沢酒造、上田市の沓掛酒造等で使用されており、1973年に長野県農事試験場で育成開始されております。

酒造会社が安定的に仕入れを維持するため、同じ県産の酒米であるにもかかわらず今回補助対象から外れているたかね錦、しらかば錦、山田錦の3種も補助対象として考えるべきだと思いますが、米沢産業労働部長の見解を伺います。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には、この南信・木曽地域の訪問の手応えについて質問をいただきました。

副知事就任後、地域の実情や課題、地域のコミュニケーションを図るため、担当する南信・木曽地域を訪問させていただきました。豊かな自然環境に恵まれ、野菜、果樹、花卉、畜産など風土を生かした多様な農畜産物の生産、森林資源を生かした林業・木材産業、独自の技術を蓄積した製造業や先端技術産業が集積しているなど、改めて南信・木曽地域の魅力やポテンシャルを感じました。一方で、耐震性の確保、緊急輸送路の強靱化、モビリティの改善、自然エネルギーの確保、担い手不足の解消、農林業従事者の生産性向上、所得増大などの課題も感じたところであります。

小規模な町村の多い南信・木曽地域においては、人口減少・少子高齢化が急速に進むと予想されておりますが、こうした地域こそ、課題克服により人口減少による社会構造の大きな変化をチャンスに変える可能性を秘めていると考えております。とりわけ、中山間地域においては、地理的条件の不利をデジタル技術により克服していくことが効果的であり、AIやロボット、ドローンの活用など、医療や教育、災害など様々な分野でDXを加速化させる必要があると考えております。

さらに、地域が持続的に発展するには、地域に根差した産業の付加価値労働生産性の向上、成長期待分野への新規参入や事業拡大、県産農畜産物や工業製品の国内外への販路開拓、産業構造の変化に対応した知識や技術の習得など、地域の産業基盤の強化、稼ぐ力を育むことが必要というふうに認識しております。

これらの実現に向けては、まさに人こそが鍵。各分野で変革を起こす地域の核となる人材、イノベーターのような存在をこの地域で育て、そこに人材が集まるように取り組みたいと考えております。引き続き地域に足を運び、地域の核となる人材と未来を語り合うとともに、市町村や関係者の皆様と一緒に南信・木曽地域のさらなる発展に力を尽くしてまいりたいと思います。

次に、県土のグランドデザイン策定に向けた取組について質問をいただきました。

県土のグランドデザインは、コンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンスの考え方に基づく新たなまち・むらづくりや、それらを結ぶ交通ネットワークの構築など、長期的、広域的な観点から県土政策の方向性を示していくものであると考えております。

南信・木曽地域は、リニアや三遠南信道の開通を控えているなど地域の優位性が高まる一方で、特に人口減少や担い手不足が深刻な懸案となっていることから、近隣市町村が協力し、相互に一丸となって機能分担するなど、対応を進めていく必要があると考えております。

グランドデザインの策定に当たり、県は市町村と広域的に連携し、議論を進めることが不可欠であると考えております。こうした考えの下、市町村の皆様と様々な課題について丁寧に対話を重ね、世代を超えて向き合うべき問題意識を共有しながらグランドデザインの策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、官公需に対する所見という御質問でございます。

国や地方公共団体が発注する物品、サービス、工事などの官公需は、分野が多岐にわたり、発注の総額も大きいことから、地域経済の活性化、とりわけ本県企業数の99.8%、従業員数の87.3%と非常に大きなウエートを占める中小企業の振興にとって極めて重要な役割を担っているというふうに考えております。

県では、平成26年に、長野県の契約に関する条例を議会の皆様方の御議決をいただき定めさせていただいております。契約の適正化や契約内容の配慮など四つの基本理念を掲げ、この理念の実現を図るための取組方針に基づいて様々な施策、取組を実施してきているところでございます。

具体的には、庁舎の清掃・警備業務におきましては、ダンピング受注の防止を図るため、平成29年度から一般競争入札に最低制限価格制度を導入して、昨年度には消防用設備等点検業務にも対象を拡大いたしました。建設工事におきましては、適正な労働賃金の水準や企業の利潤の確保のため、市場の実勢価格を反映し、労務費調査や資材価格調査に基づく適切な予定価格を設定してきております。また、製造の請負、物件の買入れなどにおきましては、県内中小企業者の受注機会の確保のため、平成29年度から地域要件を設定するなどしております。

こうした取組の効果もあり、令和5年度の本県官公需の中小企業向け契約実績は金額ベースで80.7%と、全国平均の74.6%を上回っている状況でございます。引き続き県の契約に関する条例の理念実現に向け様々な取組を進めていくとともに、経営努力を重ねていらっしゃる事業者の皆様方を支援してまいります。

また、事業者の皆様方が物価上昇に的確に対応し、賃上げ原資を十分確保することができるよう、デフレ時代に適合した制度、例えば、単価や上限額が据え置かれたままの各種補助金等時代にそぐわないのではないかと考えられる仕組みについては見直すよう、知事会等の場も活用しながら国に求めていると考えております。

続きまして、多極分散型の実証モデル圏域をつくることを目指してのプロジェクトチームの今後の展望とスケジュールという御質問をいただきました。

リニア駅を中心として多極分散型国家のモデルとなる圏域を形成することにつきましては、国のリニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議の中間取りまとめに反映していただくため、長野県が目指すべきビジョンとして国に提案させていただいたものでございます。

県としては、これまで、関係府省等会議の中間取りまとめに掲げられております4県共同による地域再生計画の策定に向け、沿線の4県、神奈川県、山梨県、岐阜県との会議を開催したり、国との情報共有を図ったりしながら地域再生計画に盛り込む具体的な内容などについて調整を進めてきているところでございます。

また、庁内におきましては、企業誘致や省庁・研究機関の地方部への移転も含めた多極分散のビジョンを実現するため、関係部局間での調整を進めてきたところでございます。今後、調整協議を加速して、8月頃までには長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部会議を開催して今後の取組方針を定めるとともに、その具体化を進めるため、プロジェクトチームを立ち上げていきたいと考えております。

続きまして、静岡工区早期着工に向けた取組について御質問を頂戴いたしました。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会にはほかの都道府県とも連携して取り組んでいるわけですが、私も副会長として早期開業の実現を強く国に求めてきております。また、静岡工区の早期の着手、そしてリニア中央新幹線の早期全線整備についても国の支援を求めてきて

いるところでございます。

静岡県 の鈴木知事におかれては、スピード感を持ってＪＲ東海との対話を進めていくという基本的な考え方を御表明いただいているところでありまして、リニア中央新幹線の工事推進に向けて御尽力いただいているというふうに受け止めております。

一方、本県としても、昨年４月のＪＲ東海社長と私とのトップ会談において静岡工区の早期着手について直接働きかけるなど、県としての取組も行ってきたところでございます。今後とも、期成同盟会やＪＲ東海のトップとの会談などを通じて静岡工区の早期着手に向けた要望や国からの支援の呼びかけなどを行い、リニア中央新幹線の日も早い開業に向けて取り組んでまいります。

最後に、リニアサテライトオフィスの設置時期及び期待する役割という御質問でございます。

先ほど御答弁したように、多極分散型国家の実証モデル都市圏域をしっかりとつくっていききたいというふうに思っておりますが、こうしたことを進めていく上で、県としても、まちづくりを担っていただく地元の事業者、経済団体など、その地域の皆様方と直接、問題意識、方向感を共有し、共に進めていくということが非常に重要だというふうに考えております。そのため、このリニア整備推進局サテライトオフィスの設置を考えていかなければいけないというふうに思っております。このことによりまして、地域の皆様方とのコミュニケーションの円滑化、あるいは市町村との連携強化を図っていくことができるというふうに考えております。

リニア中央新幹線の開業時期はいまだ見通せない状況ではございますが、サテライトオフィスに必要な機能と役割について早急に検討を進め、その具体化を図っていききたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には上伊那、下伊那、木曽地域における特定健診についてのお尋ねでございます。

特定健診は、市町村等において実施が義務づけられており、生活習慣病のリスクを早期に発見し、糖尿病などの発症や重症化の予防に効果的な取組と認識しております。

県といたしましては、ＪＡ長野厚生連健康管理センターの特定健診体制が縮小されることにより対象地域の県民の皆様の健診機会が損なわれることを懸念しており、同センターに対して段階的な縮小などを求めるとともに、他の健診実施機関に対して受入れを要請しているところでございます。

一方で、健診実施機関の負担軽減も重要であることから、今後、市町村に対し、健診場所や時間の設定を工夫するなど、持続可能な実施方法についての助言を行い、健診機会の確保に努

めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）鳥獣保護管理法の一部改正に伴う市町村に対する支援についての御質問でございます。

改正鳥獣保護管理法は、本年９月に施行される予定でございまして、緊急銃猟の制度化に伴い、市町村からは、実施体制や責任の所在、また財政的負担の増加への懸念の声が寄せられております。

こうした声を踏まえまして、先般、県では、環境省に対しまして損失補填に係る保険料への補助制度の創設を要望するとともに、国が策定を進めております緊急銃猟ガイドラインへの市町村意見の十分な反映と丁寧な説明を求めてまいりました。環境省からは、法の施行に合わせまして保険料を支援対象とする方針が示されるとともに、ガイドライン策定後には、市町村及び都道府県を対象といたしました説明会を開催する旨の説明を受けているところでございます。

ツキノワグマの対策につきましては、今回の法改正に係る課題にとどまらず、様々な課題があるものと認識しております。そこで、県では、ツキノワグマ対策の強化に向けまして、実務者の視点から中長期的かつ総合的な対策を検討する協議会を、市町村の皆様の参画もいただきながら新たに設置することを予定しております。その中で、国のガイドラインを踏まえまして本県独自の対応マニュアルの策定でありますとか、捕獲従事者への支援の強化の在り方、また、専門人材の確保とその身分の整理など、現場に寄り添った実効性ある施策の具体化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）県産酒米価格高騰対策事業についてお尋ねをいただきました。

酒造会社に対し酒米購入に係る費用の支援を行うこの事業は、日本酒の国内消費の大幅な減少や、主食用米の価格高騰に伴う酒米農家の主食用米への転換に起因する作付の減少、さらには、酒米価格の急激な高騰による酒造メーカーの買い控えが原因で酒米の作付の大幅な減少が危惧されるため、酒造メーカーの経営安定とともに酒米の作付を奨励するため、県の奨励認定品種の酒米に限って緊急的に実施するものです。

県内には、議員御指摘のとおり、希少品種などの酒米を使用して特徴ある日本酒を醸造している酒造メーカーがあることも承知しておりますが、それらの品種は様々であり、議員御指摘の３品種のみではないことも実情です。酒米の作付を奨励し、酒米の確保を図る今回の補助金の趣旨を考えると、議員御指摘の３品種を含めて奨励品種以外の様々な酒米を対象とするこ

とは難しいと考えておりますが、今後、支援の方策について事業者の方々の意見をよく聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔9 番早川大地君登壇〕

○9 番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁いただきました。

新田副知事におかれましては、南信・木曽地域の非常に広範囲にわたり、いろいろな世代の皆さん、いろいろな業種の皆さんとお会いしていただき、そして、今、本当に心から熱い思いをお聞かせいただきました。子供たちの未来のためにも新しい地域を先進していく、引っ張っていくイノベーターを育てたいというすばらしいお言葉をいただきましたので、ぜひとも木曽地域、南信地域を通して信州が豊かになるように実現していただきたいと思います。

阿部知事からは、官公需の拡大について、既に全国平均より高い数字、80%超えということで、中小企業のために一生懸命取り組んでいただいていることを心より感謝いたします。とはいえ、まだまだできることがあれば、よろしく願いいたします。

また、多極分散のモデル策定に向けては、プロジェクトチームを庁内横断で力強くやっていたと同時に、国に対しての働きかけを今後もしっかり継続していただくことを心より願っております。

リニアについては、この静岡問題はなかなか難しい問題ではありますが、ただ、前進していることは間違いありません。県としても、リニア整備推進局の第一歩として、サテライトオフィスの伊那谷への誘致ということを前向きに検討、検証されていることを本当に心強く感じました。長野県として、このリニア開業に向けて存在感を示し、しっかり前に進むよう、私も県議としてしっかり活動して取り組んでまいりたいと思います。

また、人材不足が顕著となる中、中信、南信の中山間地も安心して健診できるよう、健康福祉部を中心に様々な医療に働きかけていただきたいと思っております。

鳥獣保護管理法の一部改正法を受けて、市町村と連携しながら、環境省へもしっかりと訴えていただいていることに心より感謝申し上げます。

また、ちょっと残念な答弁でありましたが、補助対象から外れてしまった酒米については厳しいという回答でございました。15%のカバーできていない酒米については、もう少し前向きに、生産者の思いに寄り添って、また酒蔵がどういうプロセスでどういうふうに造られているのかも踏まえて検証を進めていただければありがたいと思います。

信州のさらなる発展を願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）ふるさと納税につきまして知事並びに総務部長、企画振興部長に伺います。

ふるさと納税は、寄附を通じて出身地や自分の好きな地域を応援するというのがそもそもの趣旨で、2008年から始まりました。住んでいる自治体以外に寄附をすると税金の還付や控除が受けられ、返礼品も受けることができる制度です。全国では、当初81億円だったものが、2023年には1兆1,175億円と137倍に膨れ上がっています。長野県でも、当初500万円余だったものが、2023年には10億8,900万円へと218倍になっています。この間、自治体間の寄附金獲得競争が過熱化し、豪華な返礼品がネットショッピングのようだと問題になり、総務省は、返礼品は地元産にし、上限が寄附額の3割、送料やポータルサイト委託費、広告費、事務委託費などを合わせても5割以下にするよう見直しを進めてきました。

このような中で、須坂市の産地偽装が発覚しました。この問題は、偽装にとどまらない問題に発展し、寄附の募集停止に伴い、当初予算の減額補正を迫られ、当て込んだ事業の遂行が困難になったり、シャインマスカットの生産農家は、ブランド力への影響や出荷先が途絶えることで収入にも影響が及ぶと指摘されています。

総務省は、過日、須坂市をふるさと納税制度から除外すると発表し、今後2年間は県下の30億円を超える寄附は受けられなくなり、予算の1割以上を占める税収が入らなくなったことで市政運営にも多大な影響が及ぶことが懸念されているところです。県の調査によって、県下の6市町村でも不適切な扱いがされていたと報道されており、追加で複数自治体が不適切な扱いがあったと自主的に公表されたところです。

そこで、総務部長にお聞きします。

ふるさと納税実施から17年が経過しました。この間様々な改正が行われてきたと承知していますが、令和5年度の長野県への寄附の総額と、返礼品を含めた経費の総額は幾らになっているのでしょうか。また、長野県民が他県にふるさと納税したことによって減収となった県民税は幾らかについて総務部長に伺います。

また、77市町村の直近の収支の現状はどうなっていますか。市町村の課題をどう把握しているか、どのような支援をしているかについて企画振興部長に伺います。

長野県の特産物を全国にアピールする利点があるとはいえ、過度な返礼品競争に加担するのではなく、長野県が令和5年から実施している返礼品のないふるさと納税「ガチなが」など、本当に応援したい人から寄附をしてもらう本来の在り方を積極的に発信し、県の思いや目的に賛同する寄附者を募ることをもっと追求すべきと考えますが、いかがか。総務部長に伺います。

ふるさと納税制度は、高額納税者ほど優遇され、返礼品を手段とした熾烈な税源の奪い合いになって自治体間競争をあおり、民間業者に相当額の手数料が支払われ、自治体によっては寄

附額より返礼品や手数料、税控除のほうが大きくなり、赤字になっているところもあります。

また、特産品と言えるものがない自治体もあり、首長さんによっては困っている現状もあり、自治体間格差が広がる傾向にあります。制度にひずみが生じていると思いますが、知事の見解を伺います。

そもそも住民税は、居住自治体のサービスに対して税負担するという応益課税の原則があり、ふるさと納税はその原則からも外れています。また、返礼品と認定してもらうにも、地元産の割合などのハードルが高く、工業製品などはほとんど返礼品に認定されない状況もあり、苦慮している自治体も少なくありません。自治体が競い合い、疲弊し、税収の不安定化に振り回されるのではなく、廃止を含めた抜本的な在り方を国に求めるべきではないでしょうか。知事の見解を伺います。

生理用品の県立学校への設置について教育長に伺います。

コロナ禍の下で生理の貧困が顕在化し、金銭的な理由で生理用品を入手できなかったことなどが問題視され、災害用備蓄品の活用や民間からの寄附、女性活躍推進交付金を活用しての配布やトイレへの設置などが行われてきました。現在は、困難を抱える女性ばかりではなく、急な対応が必要になった場合の活用などにも対応が進んできました。

内閣府の2024年10月1日時点での第5回調査によれば、生理の貧困に対する取組を実施しているのは926自治体、15の都道府県では公立高校のトイレに設置、295の区市町村では小中学校トイレに設置、121の自治体では庁舎トイレに設置と、格段に取組が広がっています。

県立学校への対応では、令和3年、令和5年と、党県議団は、保健室において申し出れば渡すのではなく、気軽に使えるようトイレに置いてほしいと重ねて求めてまいりました。教育委員会は、教育的配慮から、保健室で養護教諭と言葉を交わす中で提供する仕組みにしているとのことでした。また、返却を求める場合もあるとのことでした。

今、トイレにトイレットペーパーがあるのと同じように、生理用品もトイレに設置するという流れが広がっていますが、県教委は今も従来と同じ対応をしているのでしょうか。また、その理由は何でしょうか。子供たちの声を聞いているのでしょうか。伺います。

学校にいる間に急に生理が来て下着を汚してしまいどうしていいか分からなかった。友達が急に生理になると、自分がいざというときに持っているナプキンをあげてしまい、常に補充しなければならず負担が重い。保健室にもらいに行こうとしても保健室は常に生徒でいっぱい。深刻な話も聞こえてきて、とてもではないがナプキンをもらえる状況ではないなど、子供や保護者から様々な声が寄せられています。

物価高騰の中で、引き続き生理用品を買えない問題も課題となっています。女性が一生の間に使う生理用品は200万円にもなるとの調査もあります。女性だけに負担を強いられるのは

ジェンダー平等の観点からも不公平であること、替えがなく交換できずに長時間使用することは不衛生であり、また代用品では健康面からも問題があること、わざわざポーチを持ってトイレには行きにくいことなど、せめて県立学校の女子トイレに生理用品を設置していただきたいが、いかがでしょうか。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、ふるさと信州寄付金の実績と県民税の減収額についてでございます。

令和5年度における県の特産品等の返礼品を活用した一般寄附の実績は9億7,125万円余となり、返礼品なしの寄附募集サイト「ガチなが」での受付分1億1,846万円余と合わせて10億円を超えております。寄附をいただいた皆様に感謝申し上げます。

寄附募集に係る経費は、返礼品の調達・送付、ふるさと納税サイトへの業務委託料等総額で約5億円を要しております。加えて、令和5年中に長野県民が他県等にふるさと納税を行ったことによる県民税の減収額は27億2,000万円余となっており、この数値は、返礼品競争の加熱に伴い年々増加しております。減収額の75%は交付税措置がなされておりますが、実質的な収支はマイナスになっていることから、引き続き効率的、効果的な寄附募集方法を検討してまいります。

続きまして、県が実施する返礼品なしの「ガチなが」の積極的な発信についてでございます。

ふるさと納税につきましては、返礼品により寄附先を選ぶ傾向が顕著となってきており、いわゆる返礼品競争が年々過熱していると認識しております。このような状況下で、集客力のある大手仲介サイトへの委託料や返礼品代等の経費が大きくなることにより自治体が住民サービスに充てるための金額が減少していることを課題と捉え、本県では、返礼品に頼らない施策の応援や共感による寄附の募集を行い、寄附者からもアイデアをいただくなど、共創により事業を推進するため、全国初の県直営共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」を令和5年4月に開設したところでございます。

具体的には、高校生の海外留学支援や県内の学生を応援する奨学金、山小屋の応援事業など様々なプロジェクトで寄附募集を行い、開設から2年で累計2億円を超える寄附をいただいております。引き続き多くの皆様に一層応援していただけるよう、魅力ある募集事業の発掘、銀座NAGANOを活用した広報活動や県人会を通じた呼びかけなどの県外へ向けたPRの強化にも全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県内市町村のふるさと納税の収支状況と抱える課題への支

援について御質問をいただきました。

県内77市町村のふるさと納税の令和5年度における収支状況は、寄附受入額が253億918万円余、返礼品の費用や手数料等の経費が120億3,612万円余、令和5年中に当該団体から他団体に寄附をした者に係る税額控除額の推計値が40億7,146万円余、差引き92億160万円余のプラスとなっております。

課題でございますが、本県では小規模市町村も多いわけですが、こうした団体では職員数も少ないことから、ふるさと納税担当に割ける人数も少なく、人材のローテーションがうまくいかなかったり専門性のある職員が育ちにくいといった課題があると認識しております。

こうした課題について、県としては、これまでも市町村からの制度運用に関する相談に丁寧に応じてまいりましたが、今後も、制度の基本的な内容や、毎年度の制度改正の内容をあらゆる機会を捉えて市町村に周知することで、各市町村が自主的、自律的にふるさと納税制度を運営していくことができるよう支援してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはふるさと納税に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、制度にひずみが生じていると考えるがどうかという御質問でございます。

ふるさと納税制度の趣旨は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附をするという形で貢献することを可能にするものであります。しかしながら、現状を見ますと、御質問にもあったように、過度な返礼品競争が自治体間で行われているということ、仲介サイトへの委託料等の経費がかさんでいるといったようなことなど課題があるというふうに考えております。返礼品については、地場産品のPRや地域経済の活性化につながる側面もあるので、そのこと自体は否定するものではありませんが、あまりにも過度な競争は、本来の制度の趣旨から乖離してしまうのではないかというふうに思っております。

そのため、本県では、返礼品に頼らず県の施策への共感や応援により寄附を募る県直営の共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」を通じて多くの皆様に応援をいただき、魅力ある事業に取り組みさせていただいているところでございます。各自治体においても、ふるさと納税制度の本来の趣旨を十分に考慮し、真に地域活性化に結びつく活用方法を自らが工夫していくという姿勢も必要ではないかと考えております。

抜本的な見直しを国に求める必要があると考えるがどうかという御質問でございます。

国においても、返礼品競争の激化など制度の課題が顕在化してきたことを受けて、仲介サイトによる寄附募集の適正化を図るために、仲介サイトにおけるポイント付与の禁止や、返礼品を過度に強調した広告等の規制など、順次改正・改善を行ってきているものと受け止めており

ます。また、本県からも、国に対して、過度な返礼品競争が是正されるよう、寄附額に対する返礼品割合の引下げや、高所得者優遇となっている現状を是正するため、特例控除限度額の設定など随時提案、要望を行ってきたところでございます。

今後とも、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に貢献するという本来の趣旨が実現され、よりよい制度となるよう、引き続き国に対して必要な改善を求めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 生理用品の県立学校への設置について2点御質問をいただきました。

まず、県立学校における生理用品の提供方法についてでございますが、これまで、県立学校における生理用品の提供については、経済的な問題で困難を抱え、支援を要する生理の貧困に直面している生徒からの相談に応じる教育的配慮から、主に養護教諭を介した提供を実施してきたところでございます。

生理用品の入手が困難となる背景には、生理の貧困だけでなく、ネグレクトなどの家庭内の様々な問題が絡んでいる可能性が考えられ、こうした問題に教職員が早期に気づくことが重要であるとともに、生徒自身が自らSOSを発信する力を身につけること、生理周期など自分の体を理解し気を配る力を養うことも大切であると考え、養護教諭が生徒の様子を観察しながら提供してまいりました。

一方、保健室には申し出にくいという生徒の声もあり、従前の保健室での対応に加え、職員室や女性教員が常駐する研究室、相談室などにも提供場所を広げることで、以前よりも生徒が生理用品を手に入れやすい環境を整えてきているところでございます。

続きまして、県立学校のトイレに生理用品を設置することについてでございます。

一部の県立学校において校内の女子トイレに生理用品を設置しているものと承知しております。一方、県内のある高校において、生徒会の保健委員会で生理用品のトイレへの設置について議論が行われたところ、生理用品は各自で準備するものという意見があったほか、女子トイレに置くことについて衛生面や安全面で不安を持つ生徒もあり、現在の保健室や女性教員のいる研究室、相談室などで対面により提供を受ける方法が望ましいとの声があったと聞いているところでございます。

また、各校では、トイレや保健室の休養空間に生理用品の設置場所を含めた「どんなことでも健康相談してみよう」という案内を掲示し、生理に関する不安も含め、気軽に相談できる体制を構築し、対応しているところでございます。

学校における生理用品の提供方法につきましては、学校ごとに実情も異なることから、引き続き生徒の意見も聞きながら、よりよい方策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）ふるさと納税は、何か事が起こるたびにさらにハードルを上げて、市町村の担当者は毎年毎年たくさんの手を取られ、辟易しているというのが現状です。それだけ手間暇かけて苦勞しても収支の差引きがマイナスの自治体が10自治体ぐらいあるということは承知しておりますし、県もマイナスだということであります。寄附の上限を決めるなり、返礼品をやめにするなり、知事にはゆがんだ制度を改めるよう国にしっかり物を言っていただくようお願いします。

教育委員会からの御答弁なんですけれども、ちょっと時間が止まったような御答弁で本当に残念です。休み時間が短いのに、あちらの研究室に行ったりこちらに行ったりということは不可能だと思います。ぜひ実態に合った対応をしていただくことをお願いしておきます。

知事の政治資金について伺います。

裏金問題を発端とした政治と金の問題は、依然として国政の焦点になっており、お金の力で政治がゆがめられていることに国民は怒っています。

過日マスコミが、2022年の知事選挙期間中に、県建設業協会長野支部の会員企業の代表者など26人から同じ日に合わせて33万円の振込がされていたことで、事実上の団体献金ではないかと報道し、個人献金であるのに会社の住所で寄附している人もいると報道しました。

5月9日に記者会見した阿部知事は、自身が代表の資金管理団体信立会が令和4年に受け取った個人献金のうち住所の記載が不適切だったものがあると明らかにし、県民におわびし、ほかの全ての寄附者も確認した上で、できるだけ速やかに修正したい。会計責任者が県建設業協会特任理事になっていることについては、特定団体との結びつきが強いとの疑念を持たれる可能性も考慮して、第三者を起用する。会員企業が同じ日に献金を申し込んだことについては、複数の寄附を取りまとめて入金手続をしたためだということが報道されております。

そこで、知事に伺います。

知事の政治団体は、守一会、明日の長野県づくり推進会議、あべ守一後援会、信立会などがあると思われますが、信立会は、資金管理団体として、4期目の選挙に臨む6月につくられ、3,500万円余を集めています。従来の政治団体以外にこのタイミングで知事が代表の資金管理団体を設けたのはなぜでしょうか。その理由をお聞かせください。

5月22日、選管への修正届出では、54件が訂正されています。そのうち長野支部は、26件中25件が会社住所でした。ほとんどの寄附者が企業の住所で行っているということは、単なる不理解、不徹底やミスと言うにはあまりに不自然であり、説明不足で県民を納得させることができないのではないのでしょうか。寄附日が同じ7月25日であることと併せて考えると、事実上の

団体献金と取られかねないとの指摘もある中で、県民が納得できる知事の説明を求めたいが、いかがでしょうか。

また、南佐久支部20件、佐久支部10件、上小支部18件、伊那支部11件、大北支部13件、飯山市部11件など、同日付で2桁台の件数がまとめて処理されているものが長野支部以外にもありますが、これらの経緯についても知事の説明を求めたいと思います。また、あっせんはなかったのかについても見解を伺います。

個人寄附とされている寄附の75%は協会に加入されている方々であり、寄附したのはほとんどが企業の代表者名になっていることや、少なくない企業が県の公共工事を受注していることなどを考えると、特定の団体との結びつきを疑われたり、公正公平な県政運営がゆがめられるのではないかと県民の疑念が上がるのも無理からぬことではないでしょうか。疑念払拭のためにも知事の説明責任を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

知事は、2月議会で、政治と金の問題に関わって、企業・団体献金が財力で政治をゆがめ、政治への信頼を失墜させている。企業・団体献金の全面禁止こそ必要だとの山口議員の質問に対し、賛否両論があるとして、幅広い視点から国民的議論が行われることを期待したいと答弁され、企業・団体献金の禁止については明言されませんでした。

信毎の調査結果によりますと、企業・団体献金は廃止すべきが57%、廃止する必要がないが14%で、廃止が大きく上回りました。ここにこそ県民の思いが込められていると思います。これらの結果も踏まえ、再度企業・団体献金禁止への見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私が代表を務める政治団体において記載誤りがあったことに関連して、一連の御質問を頂戴いたしました。

まず、私としては、常に公明正大、県民の皆様方からの信頼を失うことのないように誠実に仕事も政治活動も行っているところでございます。今回、住所の誤記載ということから、様々な疑惑ということで指摘されているわけでありますけれども、決してそんなことはないということをまずは申し上げておきたいと思います。

まず、御質問いただきました新たに資金管理団体をつくった理由でございしますが、この信立会につきましては、私の政治活動を支援することにより、長野県の発展と県民の生活の向上を図り、併せて会員相互の親睦を深めることを目的に掲げて2022年に設立したものでございます。当時私の資金管理団体はございませんでしたので、自らの資金を拠出する、寄附することを念頭に設立させていただいたところでございます。

続きまして、事実上の団体献金と取られかねないとの指摘がある中で、県民が納得できる説明を求めると。このことにつきましては、知事会見の場においても丁寧にご説明させていただ

いたところではありますが、ここでも改めて御説明申し上げたいと思います。

まず、御指摘のあった方々については、全ての方から個人名で寄附申込書を頂戴しております。また、それに加えて、全ての方が個人の確定申告で寄附金控除を受けるための書類を御希望されていますので、そのための書類を発行させていただいております。また、寄附日が同一であった点については、どなたかが寄附を預かって信立会に持参され、それをまとめて入金処理したものと聞いており、問題はないというふうに考えております。以上のことから、頂いた御寄附はあくまでも個人による寄附であり、適法なものというふうに認識しております。

長野支部以外でも同日付でまとめて処理されている経緯とあっせんの有無についてという御質問でございます。

信立会からは、各方面に対して御寄附をお願いしているところでございます。個別の寄附についての詳細な経緯は承知をしておりますが、先ほど申し上げたように、同日付の寄附については、知人同士で持ち寄っていただいたものなどではないかというふうに考えております。

また、特定団体との結びつき、県政の公正公平な運営がゆがめられるのではないかという疑念があるが説明責任を求めたいという御質問であります。

まず、私としては、冒頭申し上げたように、常に、一党一派に偏らず公平公正な県政を進めてきております。収支報告書ですが、今回の問題は、冒頭申し上げたように、個人の寄附であるにもかかわらず住所の記載が誤っていたと。ここは、総務省や選挙管理委員会の解釈も必ずしも明確ではないわけではありますが、少なくとも、私どもとしては、個人の寄附については個人の住所を記載することが適切だというふうに判断させていただいた上で、逐一確認した上で必要な訂正を行わせていただいたところでございます。また、企業・団体からの寄附には該当しないということについては先ほど申し上げたとおりでございます。

いずれにしても、政治資金規正法に違反する寄附を受け取っているわけではないということはこれまで御説明したとおりでございます。

また、具体的な数字と団体名を挙げて御質問いただきましたが、これは独自にお調べになられたのかもしれませんが、収支報告書上そうしたことは明確ではないと思っております。そのことについて確認することは通常は困難ではないかと私は思っております。

いずれにいたしましても、これまで県民の皆様方との信頼関係を大切に、その御期待に応えるべく、常に公正を旨として全力で県政に取り組んでまいりました。今後ともその姿勢を堅持して県政運営を行っていきたいというふうに思っております。

最後に、企業・団体献金禁止についての見解という御質問でございます。

私も、一政治家の立場と知事という公の立場と両方を持っているわけではありますが、個人的な思いを申し上げれば、私としては、やはり最初の選挙のときから、お一人お一人の県民の皆

様方に支えていただいていると。最初の選挙のときは、大きな団体の皆さんからは御支援いただけなかったということもあり、その初心は決して忘れておりません。やはりお一人お一人の県民の皆様方からお支えいただく、支援をいただくということが何よりも心強く重要なことだというふうに考えております。そうしたことから、個人の皆様方からの支援、支えが政治において中心になっていくことがやはり望ましいというふうに思っております。

一方で、今御質問にありましたが、この企業・団体献金は、県知事の立場では現行制度上受けられない。政党及び政治資金団体に対してのみ行うことができるとされておりますので、現実には政党や政治資金団体でどれぐらいのウエートがあり、どう機能しているのか、率直に言って分からないところもございます。

この政治資金の在り方は、まさにこれからの民主主義をどうしていくかという大変重要な課題だというふうに思います。企業・団体献金の在り方については、単に企業・団体献金を単体で取り上げて是非を論じるのではなく、個人の寄附、企業寄附など様々な形態の寄附、その一方で政党助成金があるわけでありますので、そうした中で政党や政治家の活動経費はどのような形で賄われるべきなのか、幅広い観点での国民的議論が必要だというふうに考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君） すみませんが、再び知事に質問いたします。

全国ニュースにもなった今回の件で、今もお話がありましたけれども、政治資金規正法は、公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すると目的を明示し、資金管理団体もその他の政治団体も、企業・団体献金は禁止されております。先ほど御答弁がありましたように、政党や政党の支部に対してはできることになっているところに今問題があると思われま

す。知事の考え方も一部御紹介、披瀝がありましたけれども、県民から疑惑を抱かれない対応をするために、自身の政治資金の在り方について今後どのように取り組んでいくおつもりなのかを伺わせていただきたいと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） お答え申し上げます。

自身の政治資金をこれからどうしていくのかという御質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の問題は、住所の記載誤りということで訂正させていただいたところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、やはりこの政治資金の透明性、正確性の確保、そして、政治家として疑念を持たれることがないようにしていくということが大変重要だというふうに私

も思っております。そのため、これからこの信立会で個人寄附をお願いする際には、やはり御自宅の住所を記載することを一層注意喚起していきたいと思います。寄附をいただく方が誤って住所を記載されますと、個人情報でありますので、我々のほうでは率直に言って確かめるすべがほとんどないため、そこはしっかりお願いしていきたいと思っております。

加えて、これからは、お金を持ってきていただくというようなことではなく、やはり個人で振り込んでいただくことを基本としていきたいというふうに考えております。

加えて、会そのものについても、やはり体制を整備してまいりたいと思います。法令を熟知した人間にも加わっていただいて、極力第三者的立場のメンバーで構成して、県民の皆様方から疑惑を持たれることがないように、私としてもしっかりと襟を正して対応していきたいと考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）先ほどの御答弁の中で、支部ぐるみまとめて寄附を納入しているということについて、知人同士で持ち寄ったものというような御説明がありましたけれども、信立会の収支報告書を見ていて、例えば、県建設業協会の支部は15あるんですけれども、一人も寄附をしていない支部が1支部ありました。そのことで、余計に、他のところがまとめてきているのはなぜかという疑念を抱かざるを得ません。知事の答弁をお聞きしておりまして、今日のやり取りを聞いた県民が納得してくれるかどうかというところも疑問に思うところでございます。機会を捉えまして、また議論させていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、本日の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時12分休憩

---

午後2時28分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。大トリですので、元気に、通告に従い順次質問いたします。

まず、子供たちの読書活動の推進と郷土愛を育む取組について伺います。

人は、本を読むことで、他者の考えや時代を超えた価値観、多様な人生観に触れ、自らの思

考を深めると同時に創造性や独創性を育んでいきます。読書は、単なる情報収集ではなく、想像力や共感性、言語能力、表現力、さらには論理的思考力といった人としての基本的な力を育む知的な営みです。そして、この営みは、個人の人格形成だけではなく、豊かな地域文化の継承や社会全体の文化水準の維持向上にも直結しています。

中でも、書店は、人々が本と出会う場所であると同時に、地域の文化発信拠点であり、人と人、人と地域を結びつける地の拠点として重要な役割を担ってきました。棚にずらりと並んだ多様なジャンルの本を眺めながら、自分の興味の枠を超えて新しい世界に出会うことができる一覧性や、書店員の工夫によって生まれる偶然の出会いは、まさに書店ならではの魅力です。

ところが、近年、書店の閉店が相次ぎ、いわゆる無書店自治体が全国で拡大しています。出版インフラセンターによれば、2014年には全国で1万4,658店あった書店数が、2024年には1万417店まで減少しています。出版文化産業振興財団の調査では、2024年11月時点で、全国の28%に当たる493自治体が書店ゼロとなっており、その傾向は、中山間地域や小規模自治体が顕著であります。

長野県も例外ではありません。77市町村のうち書店ゼロ自治体は42自治体と、都道府県別の割合では沖縄県に次ぐ54.5%と、全国ワースト2位であります。特に、人口規模の小さい町村部では商圈が成り立ちにくく、書店の維持が困難となっています。

また、図書館未設置の自治体もあり、子供たちにとって本と出会う場が日常生活の中から失われつつあります。電子書籍やインターネットで情報にアクセスする手段があるとはいえ、それが全ての世代、特に高齢者や幼児、小学生にとって十分な代替とはなり得ません。

加えて、文化庁の令和5年度「国語に関する世論調査」では、全体の約6割が1か月に1冊も本を読まないと回答し、学校読書調査では、高校生の約48%が1か月に1冊も本を読まないという結果も出ています。特に、中高生を中心とした読書離れは深刻であり、本との出会いが教育や人格形成に果たす役割を考えると、非常に危惧すべき状況です。

こうした中で、経済産業省は、2024年3月に書店振興プロジェクトチームを立ち上げ、今年6月10日には書店活性化プランを発表しました。これは、書店の持続的な経営の支援や地域での役割の再評価、ICTとの連携促進を図るもので、国レベルでも本格的な書店支援の動きが始まっています。

県としても、この流れを受け、書店ゼロ自治体をこれ以上増やさないよう、地域文化を支える観点から、産業振興、教育政策の両面で連携した書店支援の取組を検討、実施すべきではないかと考えます。

さらに、県教育委員会では、第5次長野県子ども読書活動推進計画を策定し、家庭、学校、地域、図書館が連携して読書活動を推進する方向を示しています。子供たちにとって、読書は、

新たな世界や価値観を知り、感性を育むだけでなく、学びの基盤となるリテラシーを培う営みでもあります。また、自己肯定感の向上やウェルビーイングの実現といった点でも読書が果たす役割は極めて大きいものがあります。

長野県の小中学生は、全国平均に比べ、読書が好きと答える割合が高い調査結果が出ています。しかし、コロナ禍を契機に、学校図書室や公共図書館を利用しなくなった児童生徒の割合は全国的に増えており、長野県も例外ではありません。授業時間外に読書を全くしない子供も増加しています。これは、決して一過性の変化ではなく、情報機器や生成AIなど新しいメディアが子供たちの生活に定着しつつある現代において、今後さらに加速する懸念があります。

こうした流れの中で、電子書籍の普及と紙の書籍の価値をどう位置づけるかも大きな課題であると考えます。富山大学の調査では、紙の書籍のほうが記憶に残りやすく、集中して学習できるといった結果も出ており、特に、学習指導や初期の読書体験においては、紙の本の役割が重要だと言及しております。電子と紙の特性を理解した上での使い分け、そして読書への導入段階では紙の書籍の重視が必要ではないでしょうか。

また、読書活動の推進には、郷土の偉人や地域の昔話など、地域の文化資源を活用することも有効であります。これにより、子供たちの郷土への誇りや関心を育み、地域への愛着を深めることが可能です。地域の図書館や郷土資料館などと連携し、道徳教育や総合学習の一環として読書活動を進めていく取組は今後ますます重要になると考えております。

今後、県としては、こうした観点も踏まえながら、教育委員会、産業労働部、図書館関係者などが連携し、読書をめぐる地域の課題を多角的に把握し、書店支援、図書館連携、デジタル対応を含む包括的な施策展開が求められます。

そこで、以下伺ってまいります。

まず、本県の書店ゼロ自治体や図書館の設置状況について、教育委員会として現状をどのように認識しているか、武田教育長に伺います。

次に、書店が減少していく中、先ほども述べたように、経済産業省は令和7年6月10日に書店活性化プランを発表しました。県としても、これ以上書店ゼロ自治体を増やさないために、書店への支援を行う必要があると思いますが、いかがか。米沢産業労働部長に伺います。

このほど、教育委員会は、第5次長野県子ども読書活動推進計画を策定いたしました。そこで、現在の取組状況と今後の推進策について伺います。

私は、昨年の11月定例議会の一般質問でも、郷土愛を育む教育の大切さ、重要性を述べています。郷土の偉人や昔話などを活用した道徳・郷土教育は、まさに郷土愛を育む教育であります。そこで、学校における郷土の偉人や昔話など地域教材を活用した読書活動について伺います。

時代に応じた子供の読書環境の充実が図られています。その中で、令和4年度からは、全国初の取組となる全市町村と県による協働電子図書館の運用「デジとしょ信州」が開始されました。そこで、デジとしょ信州、県内の図書館ネットワークを活用した子供の読書活動推進の取組について伺います。

電子書籍の普及が進む中、紙の書籍のほうが、ページをめくる感覚や、記憶に残りやすい、読解力が向上するなどのメリットがあると指摘されていますが、第5次長野県子ども読書活動推進計画では、読書の対象に電子書籍やインターネットコンテンツなどが含まれています。紙の書籍に触れる意味をどのように捉えているのか。また、紙の書籍と電子書籍をどのように使い分けていくことが大切と考えているか。以上4点を武田教育長に伺います。

次に、廃校となった公立学校の利活用と地域再生について伺います。

8,580校、これは、平成14年度から令和2年度にかけて廃校となった全国の公立学校の累計です。少子化に伴う児童生徒数の減少により、全国では現在も毎年約450校が廃校となっており、さらに、施設が現存する廃校の約2割が利活用の方針が決まらないまま放置されています。

廃校は、地域にとって、単なる使われなくなった建物ではなく、長年地域に根差してきた教育の場であり、記憶と歴史の詰まった地域資源です。文部科学省は、平成22年度から「未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクト」を立ち上げ、民間企業による利活用事例の紹介や、全国の廃校施設の情報をインターネット上で公開することで、使いたい事業者と使ってほしい自治体のマッチングを推進しています。

長野県でも、創意工夫を凝らした利活用の事例があります。例えば、飯綱町では、2018年に町内の4小学校を2校に統合した際閉校した旧牟礼西小と旧三水第二小について、住民、組織から多様なアイデアが寄せられました。その結果、2020年にいいづなコネクトWEST・EASTとして再出発し、体験、創業、農業などのテーマに基づく地域交流拠点として、地域内外の人々を呼び込む施設に生まれ変わりました。

また、1997年に閉校した木曽町の旧黒川小学校は、地元住民の寄附材で建てられた木造校舎を再活用し、2002年には体験交流施設に、そして2022年にはふるさと体験木曽おもちゃ美術館として開館しました。木曽地域の伝統や森林文化に触れる観光教育拠点として注目を集めています。

さらに、全国に目を向ければ、私の地元辰野町の姉妹都市である千葉県鋸南町では、2014年に廃校となった保田小学校を道の駅として再生し、直売所、レストラン、宿泊・温浴施設などを整え、地域のにぎわい創出に大きく貢献しています。

これらの事例が示すように、廃校は、地域住民の記憶を継承しつつ、新たな価値を生み出す再生の場となり得ます。しかし、現実には、多くの市町村では予算や人手不足を理由に利活用

を進められていない状況です。

岡山県では、こうした課題に対応するために、平成29年度から、県と市町村が連携し、専門的知識を持つ人材を派遣する地域課題解決支援プロジェクトを実施しています。人的資源に限られる市町村を支援する仕組みが構築されています。本県においても、こうした県と市町村の連携による支援体制の構築が不可欠ではないでしょうか。具体的には、県のホームページ上で廃校の利活用マップを整備し、マッチングの可視化を図ること。市町村と連携し、相談窓口の創設やノウハウの提供を行うこと。IT企業の誘致やテレワーク、起業支援と連携して廃校の用途拡大を図ること。廃校の利活用を促進するための助成制度やアドバイザー派遣制度を創設すること。企業や地域活動の拠点として利活用を促進するため、移住者や若者を呼び込むための仕組みをつくることなどが取組として考えられます。

また、県でも、まちづくり支援を行っている組織として、信州地域デザインセンター、UDC信州があります。こうした組織により、廃校の利活用をまちづくりの一環として捉え、支援することは必要ではないでしょうか。

廃校の利活用は、単なる空き施設の再利用にとどまらず、地域の新たな価値とにぎわいをもたらす地方創生の切り札であると確信しております。だからこそ県が積極的に関与し、制度、財政、人的支援を通じて市町村をサポートしていく必要があると考えます。

そこで、以下質問いたします。

初めに、廃校施設活用状況実態調査（令和6年5月1日現在）において、県内の廃校は122校あると伺っています。このうち、小中高校別の現存している施設数と利活用の状況、及び活用されていない場合はその理由など、廃校の状況について伺います。

次に、小中学校の廃校利活用について教育委員会としてどのように対応しているのか。これまでの2点を武田教育長に伺います。

先ほど述べたように、廃校の利活用に対するUDC信州の支援について、所見を栗林建設部長に伺います。

千葉県鋸南町の道の駅「保田小学校」、飯綱町のいいづなコネクト、木曽町のふるさと体験木曽おもちゃ美術館など、地域活性化につながる好事例があります。県として地域活性化につながる利活用に係る支援を行う必要があると思いますが、いかがか。中村企画振興部長に伺います。

最後に、廃校は、単に使われなくなった施設ではなく、地域の歴史や思いが詰まった場所があります。それを地域資源として再生させることは地方創生そのものであり、県が積極的に関与すべきと考えます。

知事としてこの廃校利活用はどう向き合い、地域振興や中山間地対策としてどのように取り

組んでいくのか、阿部知事に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 7点について質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

書店ゼロの自治体や図書館設置状況の現状認識についてでございます。

県内の書店ゼロ自治体の状況については議員御指摘のとおりでございます。全国でも高い割合であると承知しております。また、令和7年4月1日現在、中山間地域の自治体を中心に、県内20町村において公立図書館が未設置となっております。

なお、公立図書館を設置しない場合でも、自治体が公民館図書室等を設置し、地域住民の読書活動を支援しているところでございます。書店は、公共図書館等と共に地域の読書文化を支える存在であると認識しており、図書館の減少は、地域の中で子供たちがリアルに本に触れる機会が減少する可能性があると感じ止めているところでございます。

続きまして、第5次長野県子ども読書活動推進計画の取組状況と今後の推進策についてでございます。

第5次長野県子ども読書活動推進計画は、今年度から5年間を計画期間とし、「「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに」を基本理念とし、子供の読書活動に関係する全ての主体が共通の視点を持ちながら県全体で取り組むものでございます。取組のキックオフとして、子供の読書活動推進に対する理解促進と、社会的機運の醸成や計画の周知を図ることを目的としたフォーラムの開催を予定しております。

また、市町村教育委員会や公共図書館の職員、学校司書に向けて、各種会議等の機会を通じて本計画の趣旨や取組の方向性について説明するとともに、これから計画を策定、更新する市町村に対しては、県として助言や情報提供を行い、地域の実情に応じた読書活動の展開を支援してまいります。

今後は、取組をより一層充実させていくため、市町村教育委員会をはじめ、学校や幼稚園、保育園、社会教育施設、地域の書店、団体など様々な主体が参画する横断的で有機的なネットワークの構築について検討し、地域ぐるみで子供の読書活動を支える体制づくりをつくってまいります。

続きまして、郷土の偉人や昔話など地域教材を活用した読書活動についてでございます。

喬木村の小学校では、全校で郷土の作家である椋鳩十記念館に出かけるなどして椋鳩十の功績を学び、作品を読み進めております。また、伊那市長谷の小学校では、地元につながる民話「孝行猿」の物語を読み深め、毎年保護者や地域の方々を招待し、劇や作文、歌の発表などを行っております。このほか、長野県の多くの学校では、地域教材を活用してふるさとの文化、伝統に親しむ読書活動を推進していると認識しております。

続きまして、デジとしょ信州や図書館ネットワークを活用した子供の読書活動推進の取組についてでございます。

デジとしょ信州では、クラス全員で同時に参照できる児童生徒向けのコンテンツを導入しており、令和6年10月時点で利用登録を一括して行った小中学校が20校を超え、校内の読書環境整備の一環としてデジとしょ信州を活用しております。今後も、学校での活用促進を働きかけるとともに、全ての県民がいつでもどこからでも無償で電子書籍にアクセスできるデジとしょ信州の仕組みを継続してまいります。

また、県内の公共図書館を横断的につなぐ検索システム「信州ブックサーチ」を活用した広域的な本の貸借により子供の読書環境の充実を図っているところでございます。さらに、公共図書館をはじめ、学校図書館及び読書活動の関係者が一堂に会し、これからの図書館の在り方や読書文化等について共に考える長野県図書館大会の実施を通じて、県内の図書館等が連携し、子供の読書活動の推進を図っているところでございます。なお、県立高校では、学校図書館の蔵書目録をオンライン化し、所蔵状況を共有していることから、将来的には県立高校同士の貸借ができるような仕組みの構築についても研究してまいります。

続きまして、紙の書籍に触れる意味と電子書籍との使い分けについてでございます。

第5次長野県子ども読書活動推進計画では、インターネットでの新聞ニュース閲覧や電子書籍を参照するなど、必要な知識を得るために情報源に目を通すことも読書と捉えており、デジタル化の進展や1人1台端末の導入を踏まえ、電子書籍等の活用も必要であると認識しております。また、電子書籍の活用は、視覚障害や読字障害等により、これまで紙の本では読むことが難しかった子供たちにとって、読書を楽しめる可能性を大きく広げたと認識しております。

一方で、本の重みや厚さ、紙の質感を感じながらページをめくり、時には声を出して読むような身体性を伴う読書活動も、読み通した達成感や本という情報の存在を実感する上で、子供たちの育ちにとって重要であると認識しております。電子書籍、紙の書籍それぞれに利点があり、子供たちが確かなリテラシーを身につけ、目的や場所によって両方をうまく使い分けながら読書の楽しさを味わっていただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、廃校となった公立学校の施設数と利活用の状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、文部科学省の調査によると、平成16年度から令和5年度までの20年間に長野県内で廃校になった公立学校は122校あり、そのうち現存する施設数は108校で、内訳は、小学校70校、中学校20校、高等学校18校となっております。このうち、小学校65校、中学校13校、高等学校の全ての施設は利活用されており、統廃合後の学校施設として利用しているほか、放課後児童クラブや社会教育施設、企業や法人等の施設などに活用されているところでございます。

活用の用途が決まっていない施設は、小学校5校、中学校7校の計12校でございまして、立地条件の悪さや建物の老朽化などから利活用が進まない状況にあると承知しております。しかし、その比率は全体の10%程度であり、全国平均の19.7%と比べると活用が進んでいると認識しているところでございます。

最後に、小中学校の廃校利用への県教育委員会の対応についてでございます。

廃校を含む学校施設の管理及び利活用は、その設置者である市町村において検討が行われていると承知しております。県教育委員会といたしましては、議員がおっしゃいました文部科学省のホームページ「未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクト」を周知するなど、市町村に廃校施設の利活用情報の共有化を進め、利活用が進むように働きかけを行っているところでございます。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）書店ゼロ自治体を増やさないための書店への支援についてお尋ねをいただきました。

近年では、書店数が減少傾向にあり、議員御指摘の書店活性化プラン策定の際に行われた関係者ヒアリングでは、その背景として、活字離れやネット書店の台頭による売上げの低迷など書店特有の課題のほか、店舗運営費用の上昇、人手不足、後継者不足など小売全般に共通する課題が指摘されているところです。

書店の減少を食い止めるためには、プランが目指す読書文化や文字・活字文化の振興はもとより、書店ならではの体験や書店の持つ意義や楽しさを体験していただけるような書店の魅力向上、経営における効率化、省力化、さらには書店経営者の新たな取組をサポートしていくことが必要だと考えております。

そのため、県では、既存の書店のIT活用などの新たなチャレンジを支援できるよう、専門家による経営相談対応や売上拡大に向けた国等の補助金の獲得支援に取り組むとともに、新たに書店を開業したい方に対して開業に要する経費の補助や創業者向け融資資金制度を御用意するとともに、事業承継を望む既存書店事業者とのマッチングなどの支援の実施、また、商店街振興の観点から、女性・若者を中心とした活動を支援する女性・若者が創る商店街賑わい創出事業等の事業を実施しております。こうした施策や支援事業を、地域の商工団体や金融機関などの皆様と連携し、書店経営者はもとより、地域の中小企業の皆様にしっかりとお伝えして丁寧にサポートしていくことで、経営改善と地域のにぎわい創出に取り組む事業者の皆様を支援してまいりたいと考えております。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には廃校の利活用に対する信州地域デザインセンター、通称UDC信州の支援について御質問をいただきました。

UDC信州は、まちづくりに関する市町村の支援、人材育成、情報発信を行う組織であり、令和元年の設立以来、県内各市町村から寄せられるまちづくりに関する相談に対して支援を行ってきております。廃校の利活用につきましても、市町村が地域の特色やニーズを踏まえ、まちづくりのビジョンの中で、廃校を利活用しようとする場合には、まちづくりの一環として支援することができます。このように、廃校を活用したまちづくりに関して市町村から相談があった場合には、UDC信州としても積極的に支援してまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域活性化につながる廃校の利活用に係る支援について御質問をいただきました。

議員御指摘の保田小学校、いいづなコネクト、ふるさと体験木曾おもちゃ美術館につきましては、地域経済の活性化や交流人口の創出、また文化の伝承や伝統的産業の振興など、いずれも廃校舎の利活用により新たな価値が生み出され、地域活性化が図られた事例として承知しております。

廃校舎を活用した地域活性化に当たっては、地方創生関連の国の補助金の活用や県の元気づくり支援金の活用が有効です。また、活用策の検討に当たり、総務省の地域力創造アドバイザー制度などの活用も可能です。地域の資源が有効に活用されるよう、こうした支援策の周知や適切な助言など、市町村に対してもきめ細やかなサポートを行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、廃校の利活用はどう向き合い、地域振興等としてどう取り組むのかという御質問を頂戴しました。

地域の活性化というと、とかく新しいものに飛びついたり、あるいは今ないものをどうしようかという考えに傾きがちであります。古いもの、今存在しているものを生かしていくということはやはり大変重要だというふうに思っております。

また、御質問にもありましたように、学校という場合は、本当に多くの皆さんの思いが詰まっている場所でもありますし、地域の歴史をずっと眺めてきた場所でもあります。今、都内は中央線が高架化しておりまして、自分が出た小学校はそこから見える場所に存在しますが、その周辺を通過するたびに非常に気になっている状況であります。多くの皆さんにとって、自分が通った学び舎は、やはりいろいろな思いが詰まっていると思っています。

学校を再生するということは、地域の活性化や産業振興の観点から、もとより重要でありますし、その一方で、ふるさとを思い起こしてもらったり、地域の皆さんの地域への思いを奮い

立たせる、そういう効果もあるというふうに思います。私もこの廃校をどう活用するかということについて関心を持っているところでありますので、ぜひ取組をしっかりと進めていきたいと思っています。

一つは、廃校の利活用は、県が頭ごなしにどうこうすることはなかなかできません。御質問にもありましたように、様々な好事例がありますので、そういったものを紹介させていただきながら、またその一方で、県内にも利活用に取り組んでいる皆さんがいらっしゃいますので、そうした皆様方の取組や市町村の取組にスポットライトを当てて関係者の皆様方の創意工夫を促していくということが必要だと思っております。

また、これも御質問をいただきましたが、県内の廃校に関する一元的な情報発信も必要だと思いますし、加えて、空いている学校をPRするようなツールを作成させていただき、県としても、より積極的なコーディネート役を果たしていくことも必要だと思います。市町村では、使ってもらいたいけれども、どんな人がいるのかとか、そういう人たちにどうやって情報を届けばいいのか分からないというところもあると思いますので、広域自治体の県としては、そうした部分をしっかりとサポートしていくことが必要だというふうに考えております。

この学校の再生は、私も問題意識を持って今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

まず書店についてですが、ゼロ書店自治体がこれ以上増えることのないよう、また子供たちがすばらしい本に出会い、感性や郷土愛を育むことはもちろん、子供たちの自己肯定感やウェルビーイングの実現のために、紙と電子それぞれの利点を生かした読書環境の整備を進め、これからも家庭、学校、地域、図書館、また様々な団体と連携しながら、一層の力を注いでいただくようお願い申し上げます。

また、廃校の利活用については、今年も全国で約450校が廃校となるかもしれません。しかし、これは衰退ではなく、人口減少社会における前向きな地域振興の機会であると考え、特に、中山間地域では地方創生の起爆剤となり得るものです。

私は、決して廃校を促進しているわけではありません。しかし、廃校の決断は、市町村の首長に委ねられ、その決断には多くの葛藤があるのも事実です。だからこそ県が関与し、共に悩み、支える体制をつくることが未来の地域づくりにとって不可欠であると考えます。

今後とも、未来を担う子供たちのため、そして長野県の持続可能な発展のために、関係各位が一丸となって取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、私からの全ての質問を終わ

りにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

---

○議長（依田明善君）お諮りいたします。第21号「副知事の選任について」、第22号「公安委員会委員の選任について」及び第23号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

---

#### ●決算特別委員会の設置並びに同委員会に令和6年度長野県一般会計及び令和6年度長野県特別会計の決算状況に関する事項並びに令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和6年度長野県流域下水道事業会計、令和6年度長野県電気事業会計及び令和6年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項付託

○議長（依田明善君）次に、決算特別委員会の設置並びに同委員会に「令和6年度長野県一般会計及び令和6年度長野県特別会計の決算状況に関する事項」並びに「令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和6年度長野県流域下水道事業会計、令和6年度長野県電気事業会計及び令和6年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項」付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、

これに付託の上、調査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

---

#### ●決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員にお手元に配付いたしました名簿のとりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員に名簿のとりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「4 決算特別委員会委員名簿」参照〕

---

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。ただいま選任されました決算特別委員会の委員中、委員長に花岡賢一議員を、副委員長に青木崇議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に花岡賢一議員を、副委員長に青木崇議員を選任することに決定いたしました。

---

#### ●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る2月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

---

#### ●陳情取下げの件

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたの

で、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「6 陳情取下願」参照〕

---

### ●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

大規模災害から住民の命を守るために消防団員の確保を  
求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二

賛成者

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 小林 東一郎 | 服部 宏昭 | 萩原 清  |
| 風間 辰一  | 西沢 正隆 | 宮本 衡司 |
| 小池 清   | 丸山 栄一 | 山岸 喜昭 |
| 堀内 孝人  | 酒井 茂  | 共田 武史 |
| 寺沢 功希  | 大畑 俊隆 | 宮下 克彦 |
| 竹内 正美  | 丸茂 岳人 | 大井 岳夫 |
| 山田 英喜  | 向山 賢悟 | 早川 大地 |
| 垣内 将邦  | 青木 崇  | 荒井 武志 |
| 高島 陽子  | 埋橋 茂人 | 続木 幹夫 |
| 花岡 賢一  | 望月 義寿 | 佐藤 千枝 |
| 丸山 寿子  | 竹村 直子 | 小林 陽子 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 林 | 和 | 明 | 小 | 山 | 仁 | 志 | 小 | 池 | 久 | 長 |
| 百 | 瀬 | 智 | 清 | 水 | 正 | 康 | 小 | 林 | あ | や |
| 奥 | 村 | 健 | グ | レ | ー | ト | 無 | 茶 | 清 | 水 |
| 川 | 上 | 信 | 彦 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 |
| 勝 | 山 | 秀 | 夫 | 毛 | 利 | 栄 | 子 | 和 | 田 | 明 |
| 両 | 角 | 友 | 成 | 山 | 口 | 典 | 久 | 藤 | 岡 | 義 |
| 宮 | 澤 | 敏 | 文 | 小 | 林 | 君 | 男 |   |   |   |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を求める意見書案

提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐々木 | 祥 | 二 | 小 | 林 | 東 | 一 | 郎 | 小 | 山 | 仁 | 志 |
| 清   | 水 | 純 | 子 | 毛 | 利 | 栄 | 子 |   |   |   |   |

賛成者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 丸 | 山 | 栄 | 一 | 服 | 部 | 宏 | 昭 | 萩 | 原 | 清 |
| 風 | 間 | 辰 | 一 | 西 | 沢 | 正 | 隆 | 宮 | 本 | 衡 |
| 小 | 池 | 清 |   | 山 | 岸 | 喜 | 昭 | 堀 | 内 | 孝 |
| 酒 | 井 | 茂 |   | 共 | 田 | 武 | 史 | 寺 | 沢 | 功 |
| 大 | 畑 | 俊 | 隆 | 宮 | 下 | 克 | 彦 | 竹 | 内 | 正 |
| 丸 | 茂 | 岳 | 人 | 大 | 井 | 岳 | 夫 | 山 | 田 | 英 |
| 向 | 山 | 賢 | 悟 | 早 | 川 | 大 | 地 | 垣 | 内 | 将 |
| 青 | 木 | 崇 |   | 荒 | 井 | 武 | 志 | 高 | 島 | 陽 |
| 埋 | 橋 | 茂 | 人 | 続 | 木 | 幹 | 夫 | 花 | 岡 | 賢 |
| 望 | 月 | 義 | 寿 | 佐 | 藤 | 千 | 枝 | 丸 | 山 | 寿 |
| 竹 | 村 | 直 | 子 | 小 | 林 | 陽 | 子 | 林 | 和 | 明 |
| 小 | 池 | 久 | 長 | 百 | 瀬 | 智 | 之 | 清 | 水 | 正 |
| 小 | 林 | あ | や | 奥 | 村 | 健 | 仁 | グ | レ | ー |
| 川 | 上 | 信 | 彦 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 |

勝 山 秀 夫      和 田 明 子      両 角 友 成  
山 口 典 久      藤 岡 義 英      宮 澤 敏 文  
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

米の安定供給及び生産基盤強化を通じた食料安全保障の  
確保を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二      小 林 東一郎      小 山 仁 志  
清 水 純 子      毛 利 栄 子

賛 成 者

丸 山 栄 一      服 部 宏 昭      萩 原      清  
風 間 辰 一      西 沢 正 隆      宮 本 衡 司  
小 池      清      山 岸 喜 昭      堀 内 孝 人  
酒 井      茂      共 田 武 史      寺 沢 功 希  
大 畑 俊 隆      宮 下 克 彦      竹 内 正 美  
丸 茂 岳 人      大 井 岳 夫      山 田 英 喜  
向 山 賢 悟      早 川 大 地      垣 内 将 邦  
青 木      崇      荒 井 武 志      高 島 陽 子  
埋 橋 茂 人      続 木 幹 夫      花 岡 賢 一  
望 月 義 寿      佐 藤 千 枝      丸 山 寿 子  
竹 村 直 子      小 林 陽 子      林      和 明  
小 池 久 長      百 瀬 智 之      清 水 正 康  
小 林 あ や      奥 村 健 仁      グレート無茶  
川 上 信 彦      加 藤 康 治      勝 野 智 行  
勝 山 秀 夫      和 田 明 子      両 角 友 成  
山 口 典 久      藤 岡 義 英      宮 澤 敏 文  
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第 4 号

地方財政の充実・強化を求める意見書案提出書

令和 7 年 6 月 26 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 佐々木 祥 二 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清   |
| 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 山 岸 喜 昭 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史 |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇   | 荒 井 武 志 |
| 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 | 続 木 幹 夫 |
| 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿 | 佐 藤 千 枝 |
| 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子 | 小 林 陽 子 |
| 林 和 明   | 小 山 仁 志 | 小 池 久 長 |
| 百 瀬 智 之 | 清 水 正 康 | 小 林 あ や |
| 奥 村 健 仁 | グレート無茶  | 清 水 純 子 |
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 |         |

長野県議会会議規則第23条第 1 項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第 5 号

義務教育の更なる充実を求める意見書案提出書

令和 7 年 6 月 26 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 佐々木 祥 二 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清   |
| 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 山 岸 喜 昭 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史 |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇   | 荒 井 武 志 |
| 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 | 続 木 幹 夫 |
| 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿 | 佐 藤 千 枝 |
| 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子 | 小 林 陽 子 |
| 林 和 明   | 小 山 仁 志 | 小 池 久 長 |
| 百 瀬 智 之 | 清 水 正 康 | 小 林 あ や |
| 奥 村 健 仁 | グレート無茶  | 清 水 純 子 |
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 |         |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

摂食障害対策支援の充実を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 佐々木 祥 二 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清   |
| 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小 | 池 | 清 | 丸 | 山 | 栄 | 一 | 山 | 岸 | 喜 | 昭 |
| 堀 | 内 | 孝 | 酒 | 井 | 茂 |   | 共 | 田 | 武 | 史 |
| 寺 | 沢 | 功 | 大 | 畑 | 俊 | 隆 | 宮 | 下 | 克 | 彦 |
| 竹 | 内 | 正 | 丸 | 茂 | 岳 | 人 | 大 | 井 | 岳 | 夫 |
| 山 | 田 | 英 | 向 | 山 | 賢 | 悟 | 早 | 川 | 大 | 地 |
| 垣 | 内 | 将 | 青 | 木 |   | 崇 | 荒 | 井 | 武 | 志 |
| 高 | 島 | 陽 | 埋 | 橋 | 茂 | 人 | 続 | 木 | 幹 | 夫 |
| 花 | 岡 | 賢 | 望 | 月 | 義 | 寿 | 佐 | 藤 | 千 | 枝 |
| 丸 | 山 | 寿 | 竹 | 村 | 直 | 子 | 小 | 林 | 陽 | 子 |
| 林 |   | 和 | 小 | 山 | 仁 | 志 | 小 | 池 | 久 | 長 |
| 百 | 瀬 | 智 | 清 | 水 | 正 | 康 | 小 | 林 | あ | や |
| 奥 | 村 | 健 | グ | レ | ー | ト | 清 | 水 | 純 | 子 |
| 川 | 上 | 信 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 | 行 |
| 勝 | 山 | 秀 | 毛 | 利 | 栄 | 子 | 和 | 田 | 明 | 子 |
| 両 | 角 | 友 | 山 | 口 | 典 | 久 | 藤 | 岡 | 義 | 英 |
| 宮 | 澤 | 敏 | 小 | 林 | 君 | 男 |   |   |   |   |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

## 議第7号

米軍機のトラブル発生時における情報提供の改善を求め  
る意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐々木 | 祥 | 二 | 服 | 部 | 宏 | 昭 | 萩 | 原 | 清 |
| 風   | 間 | 辰 | 西 | 沢 | 正 | 隆 | 宮 | 本 | 衡 |
| 小   | 池 | 清 | 丸 | 山 | 栄 | 一 | 山 | 岸 | 喜 |
| 堀   | 内 | 孝 | 酒 | 井 | 茂 |   | 共 | 田 | 武 |
| 寺   | 沢 | 功 | 大 | 畑 | 俊 | 隆 | 宮 | 下 | 克 |
| 竹   | 内 | 正 | 丸 | 茂 | 岳 | 人 | 大 | 井 | 岳 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 田 | 英 | 喜 | 向 | 山 | 賢 | 悟 | 早 | 川 | 大 | 地 |
| 垣 | 内 | 将 | 邦 | 青 | 木 |   | 崇 | 荒 | 井 | 武 | 志 |
| 高 | 島 | 陽 | 子 | 埋 | 橋 | 茂 | 人 | 続 | 木 | 幹 | 夫 |
| 花 | 岡 | 賢 | 一 | 望 | 月 | 義 | 寿 | 佐 | 藤 | 千 | 枝 |
| 丸 | 山 | 寿 | 子 | 竹 | 村 | 直 | 子 | 小 | 林 | 陽 | 子 |
| 林 |   | 和 | 明 | 小 | 山 | 仁 | 志 | 小 | 池 | 久 | 長 |
| 百 | 瀬 | 智 | 之 | 清 | 水 | 正 | 康 | 小 | 林 | あ | や |
| 奥 | 村 | 健 | 仁 | グ | レ | ー | ト | 無 | 茶 | 清 | 水 |
| 川 | 上 | 信 | 彦 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 | 行 |
| 勝 | 山 | 秀 | 夫 | 毛 | 利 | 栄 | 子 | 和 | 田 | 明 | 子 |
| 両 | 角 | 友 | 成 | 山 | 口 | 典 | 久 | 藤 | 岡 | 義 | 英 |
| 宮 | 澤 | 敏 | 文 | 小 | 林 | 君 | 男 |   |   |   |   |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

酒造りを手厚く保護する取組の充実を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志

賛成者

|     |    |    |    |    |     |
|-----|----|----|----|----|-----|
| 佐々木 | 祥二 | 服部 | 宏昭 | 萩原 | 清   |
| 風間  | 辰一 | 西沢 | 正隆 | 宮本 | 衡司  |
| 小池  | 清  | 丸山 | 栄一 | 山岸 | 喜昭  |
| 堀内  | 孝人 | 酒井 | 茂  | 共田 | 武史  |
| 寺沢  | 功希 | 大畑 | 俊隆 | 宮下 | 克彦  |
| 竹内  | 正美 | 丸茂 | 岳人 | 大井 | 岳夫  |
| 山田  | 英喜 | 向山 | 賢悟 | 早川 | 大地  |
| 垣内  | 将邦 | 青木 | 崇  | 小林 | 東一郎 |
| 荒井  | 武志 | 高島 | 陽子 | 埋橋 | 茂人  |
| 続木  | 幹夫 | 花岡 | 賢一 | 望月 | 義寿  |

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 佐藤千枝 | 丸山寿子   | 竹村直子 |
| 小林陽子 | 林和明    | 小池久長 |
| 百瀬智之 | 清水正康   | 小林あや |
| 奥村健仁 | グレート無茶 | 清水純子 |
| 川上信彦 | 加藤康治   | 勝野智行 |
| 勝山秀夫 | 毛利栄子   | 和田明子 |
| 両角友成 | 山口典久   | 藤岡義英 |
| 宮澤敏文 | 小林君男   |      |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

## 議第9号

伝統工芸品産業の持続可能な振興に向けた支援強化を求  
める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志

賛成者

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 佐々木祥二 | 服部宏昭   | 萩原清   |
| 風間辰一  | 西沢正隆   | 宮本衡司  |
| 小池清   | 丸山栄一   | 山岸喜昭  |
| 堀内孝人  | 酒井茂    | 共田武史  |
| 寺沢功希  | 大畑俊隆   | 宮下克彦  |
| 竹内正美  | 丸茂岳人   | 大井岳夫  |
| 山田英喜  | 向山賢悟   | 早川大地  |
| 垣内将邦  | 青木崇    | 小林東一郎 |
| 荒井武志  | 高島陽子   | 埋橋茂人  |
| 続木幹夫  | 花岡賢一   | 望月義寿  |
| 佐藤千枝  | 丸山寿子   | 竹村直子  |
| 小林陽子  | 林和明    | 小池久長  |
| 百瀬智之  | 清水正康   | 小林あや  |
| 奥村健仁  | グレート無茶 | 清水純子  |

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 |         |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

地方消費者行政を安定的に推進するための取組の強化を  
求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 佐々木 祥 二 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清     |
| 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司   |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 山 岸 喜 昭   |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史   |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦   |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫   |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地   |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇   | 小 林 東 一 郎 |
| 荒 井 武 志 | 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人   |
| 続 木 幹 夫 | 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿   |
| 佐 藤 千 枝 | 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子   |
| 小 林 陽 子 | 林 和 明   | 小 山 仁 志   |
| 小 池 久 長 | 百 瀬 智 之 | 清 水 正 康   |
| 小 林 あ や | 奥 村 健 仁 | グレート無茶    |
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行   |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子   |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英   |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 |           |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

事前復興まちづくり計画の策定に向けた取組の加速化を  
求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

清水純子

賛成者

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 佐々木 祥二 | 服部 宏昭 | 萩原 清   |
| 風間 辰一  | 西沢 正隆 | 宮本 衡司  |
| 小池 清   | 丸山 栄一 | 山岸 喜昭  |
| 堀内 孝人  | 酒井 茂  | 共田 武史  |
| 寺沢 功希  | 大畑 俊隆 | 宮下 克彦  |
| 竹内 正美  | 丸茂 岳人 | 大井 岳夫  |
| 山田 英喜  | 向山 賢悟 | 早川 大地  |
| 垣内 将邦  | 青木 崇  | 小林 東一郎 |
| 荒井 武志  | 高島 陽子 | 埋橋 茂人  |
| 続木 幹夫  | 花岡 賢一 | 望月 義寿  |
| 佐藤 千枝  | 丸山 寿子 | 竹村 直子  |
| 小林 陽子  | 林 和明  | 小山 仁志  |
| 小池 久長  | 百瀬 智之 | 清水 正康  |
| 小林 あや  | 奥村 健仁 | グレート無茶 |
| 川上 信彦  | 加藤 康治 | 勝野 智行  |
| 勝山 秀夫  | 毛利 栄子 | 和田 明子  |
| 両角 友成  | 山口 典久 | 藤岡 義英  |
| 宮澤 敏文  | 小林 君男 |        |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

診療報酬の引上げを求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志  
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清  
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司  
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人  
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希  
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美  
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜  
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦  
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子  
埋橋 茂人 続木 幹夫 花岡 賢一  
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子  
竹村 直子 小林 陽子 林 和明  
小池 久長 百瀬 智之 清水 正康  
小林 あや 奥村 健仁 グレート無茶  
川上 信彦 加藤 康治 勝野 智行  
勝山 秀夫 和田 明子 両角 友成  
山口 典久 藤岡 義英 宮澤 敏文  
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所経営再建への支  
援を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

|      |      |        |  |
|------|------|--------|--|
| 清水純子 | 毛利栄子 |        |  |
| 賛成者  |      |        |  |
| 丸山栄一 | 服部宏昭 | 萩原清    |  |
| 風間辰一 | 西沢正隆 | 宮本衡司   |  |
| 小池清  | 山岸喜昭 | 堀内孝人   |  |
| 酒井茂  | 共田武史 | 寺沢功希   |  |
| 大畑俊隆 | 宮下克彦 | 竹内正美   |  |
| 丸茂岳人 | 大井岳夫 | 山田英喜   |  |
| 向山賢悟 | 早川大地 | 垣内将邦   |  |
| 青木崇  | 荒井武志 | 高島陽子   |  |
| 埋橋茂人 | 続木幹夫 | 花岡賢一   |  |
| 望月義寿 | 佐藤千枝 | 丸山寿子   |  |
| 竹村直子 | 小林陽子 | 林和明    |  |
| 小池久長 | 百瀬智之 | 清水正康   |  |
| 小林あや | 奥村健仁 | グレート無茶 |  |
| 川上信彦 | 加藤康治 | 勝野智行   |  |
| 勝山秀夫 | 和田明子 | 両角友成   |  |
| 山口典久 | 藤岡義英 | 宮澤敏文   |  |
| 小林君男 |      |        |  |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第14号

物価高から国民生活を守るために消費税一律5%への引  
下げを求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

毛利栄子

賛成者

小林君男 和田明子 両角友成

山口典久 藤岡義英

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

---

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「大規模災害から住民の命を守るために消防団員の確保を求める意見書案」、議第2号「沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を求める意見書案」、議第3号「米の安定供給及び生産基盤強化を通じた食料安全保障の確保を求める意見書案」、議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、議第5号「義務教育の更なる充実を求める意見書案」、議第6号「摂食障害対策支援の充実を求める意見書案」、議第7号「米軍機のトラブル発生時における情報提供の改善を求める意見書案」、議第8号「酒造りを手厚く保護する取組の充実を求める意見書案」、議第9号「伝統工芸品産業の持続可能な振興に向けた支援強化を求める意見書案」、議第10号「地方消費者行政を安定的に推進するための取組の強化を求める意見書案」、議第11号「事前復興まちづくり計画の策定に向けた取組の加速化を求める意見書案」、議第12号「診療報酬の引上げを求める意見書案」及び議第13号「訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所経営再建への支援を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

---

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第14号「物価高から国民生活を守るために消費税一律5%への引下げを求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立少数。よって、本案は否決されました。

---

○議長（依田明善君）次会は、来る7月4日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時11分散会